

一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十三条の三 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 銀行は、一の預金等に係る契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は金融サービス仲介業者（金融サービス）の提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる情報の提供を行うことを要しない。</p> <p>（特定社債等の権利者に対する情報の提供）</p> <p>第十三条の四 銀行は、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四</p>	<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十三条の三 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>（特定社債等の権利者に対する情報の提供）</p> <p>第十三条の四 銀行は、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四</p>

項において準用する場合を含む。)の規定に基づき特定社債(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律(以下この条において「旧合併転換法」という。))第十七条の二第一項(旧合併転換法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))に規定する普通銀行で旧合併転換法第十七条の二第一項の認可を受けたものが発行する債券及び金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)附則第六十九條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八條の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの(同項に規定する消滅金融機関が外国為替銀行であるものに限る。))が発行する債券を含む。)を取り扱う場合には、前条(第五項を除く。))に定めるところに準じた方法により顧客に対する情報の提供を行うものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一、三 略」

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行と

項において準用する場合を含む。)の規定に基づき特定社債(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律(以下この条において「旧合併転換法」という。))第十七条の二第一項(旧合併転換法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))に規定する普通銀行で旧合併転換法第十七条の二第一項の認可を受けたものが発行する債券及び金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)附則第六十九條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八條の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの(同項に規定する消滅金融機関が外国為替銀行であるものに限る。))が発行する債券を含む。)を取り扱う場合には、前条に定めるところに準じた方法により顧客に対する情報の提供を行うものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十五 「同上」

「一、三 同上」

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行と

する銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービス提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面（第十四条の十一の二十七第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合

五 「略」

〔2～5 略〕

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十四条の十一の二十九 契約締結時交付書面に係る法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービス提供に関する法律第三十一条第二項において準用する

する銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

五 「同上」

〔2～5 同上〕

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十四条の十一の二十九 「同上」

〔一～三 同上〕

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

〔2〕4 略〕

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 〔略〕

2 法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

三 次条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、銀行が信託兼営銀行である場合又は信託子会社等を有する場合

〔2〕4 同上〕

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 次条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、次条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、銀行が信託兼営銀行である場合又は信託子会社等を有す

に限る。

3 法第十六条の二第一項第四号及び第四号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

〔一〕五 略〕

〔4〕6 略〕

7 法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一〕七 略〕

八 合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第十六条の八各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

る場合に限る。

3 法第十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

〔一〕五 同上〕

〔4〕6 同上〕

7 〔同上〕

〔一〕七 同上〕

八 合理的な経営改善のための計画（法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ〜ハ 略」

九 「略」

8 法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める要件は、銀行又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第十六条の二第一項第十二号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 「略」

〔9〜13 略〕

14 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

〔一・二 略〕

三 信託専門会社又は法第十六条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四

「イ〜ハ 同上」

九 「同上」

8 「同上」

一 法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第十六条の二第一項第十二号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 「同上」

〔9〜13 同上〕

14 「同上」

〔一・二 同上〕

三 信託専門会社又は法第十六条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四

号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第五号の二及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。)

四 法第十六条の二第一項第二号の二、第四号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

15 「五〇七 略」

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 「略」

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一〇三の四 略」

三の五 金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務(第二十七号及び第三十四条の四十八第一項において「保険媒介業務」という。)

「四〇二三 略」

二十四 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代

号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。)

四 法第十六条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

15 「五〇七 同上」

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 「同上」

2 「同上」

「一〇三の四 同上」

「号を加える。」

「四〇二三 同上」

二十四 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代

理（第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

〔二十五・二十六 略〕

二十七 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

〔二十八～三十九 略〕

〔3～9 略〕

（外国銀行代理銀行の預金者等に対する情報の提供）

第三十四条の二の三十八 第十三条の三（第五項を除く。）の規定は、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十四第二項の規定による外国銀行代理銀行が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第三十四条の十六 「略」

〔2～5 略〕

6 法第五十二条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、銀行持株会社又はその子会社が第十七条の二第七項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 銀行又は令第十六条の八各号に掲げる者による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行又は令第十六条の八各号に掲げる

理（第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

〔二十五・二十六 同上〕

二十七 保険募集を行う者の教育を行う業務

〔二十八～三十九 同上〕

〔3～9 同上〕

（外国銀行代理銀行の預金者等に対する情報の提供）

第三十四条の二の三十八 第十三条の三の規定は、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十四第二項の規定による外国銀行代理銀行が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第三十四条の十六 「同上」

〔2～5 同上〕

6 「同上」

一 法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のため

者が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第五十二条の二十三第一項第十一号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 「略」

〔7〕11 略

12 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

〔一・二 略〕

三 信託専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第五号の二及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第五十二条の二十三第一項第一号の二、第三号の二又は第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株

の支援をその内容に含む事業計画（法第五十二条の二十三第一項第十一号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 「同上」

〔7〕11 同上

12 「同上」

〔一・二 同上〕

三 信託専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第五十二条の二十三第一項第一号の二又は第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつて

会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

〔五〇七 略〕

13
〔略〕

（銀行代理業の許可の審査）

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〇三 略〕

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ〇ハ 略〕

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(1)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五

は、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

〔五〇七 同上〕

13
〔同上〕

（銀行代理業の許可の審査）

第三十四条の三十七 「同上」

〔一〇三 同上〕

四 「同上」

〔イ〇ハ 同上〕

ニ 「同上」

年を経過しない者

〔(1)～(9) 略〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農

〔(1)～(9) 同上〕

〔加える。〕

(10) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(9)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農

業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六十六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六十六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第五十二条の三十六第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類

業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六十六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六十六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第五十二条の三十六第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の認可、許可若しくは登録を取り消され、又

の認可、許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種類と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消の日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔1〕(9) 略

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（

昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む

は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消の日から五年を経過しない者

ト 「同上」

〔1〕(9) 同上

「加える。」

(10) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する

法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終

。に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 前号ニ(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

〔ロ〜ニ 略〕

〔六・七 略〕

(銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第三十四条の四十四 第十三条の三の規定は、法第五十二条の四十四第二項の規定による銀行代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第十三条の三第五項中「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）」（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。））を行う者に限る。」とあるのは、「当該銀行代理業者の所属銀行」と読み替えるものとする。

(預金等との誤認防止等)

第三十四条の四十五 銀行代理業者（法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービス

わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 〔同上〕

イ 前号ニ(1)から(10)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

〔ロ〜ニ 同上〕

〔六・七 同上〕

(銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第三十四条の四十四 第十三条の三の規定は、法第五十二条の四十四第二項の規定による銀行代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

(預金等との誤認防止等)

第三十四条の四十五 銀行代理業者（法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等を除く。）が、金融商品の販売（金融商品の販

の提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十三条の五第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。

〔2〕4 略〕

（顧客情報の使用に係る書面による同意等）

第三十四条の四十八 銀行代理業者は、銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報）前条において準用する第十三条の六の六に規定する情報及び前条において準用する第十三条の六の七に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（保険募集及び保険媒介業務に係る業務を除く。次項において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

〔2〕3 略〕

（変更の届出を要しない場合等）

第三十四条の六十四の七 〔略〕

2 法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う電子決済等代行業者（金融サービスの提供に関する法律第十八条第二

項等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十三条の五第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。

〔2〕4 同上〕

（顧客情報の使用に係る書面による同意等）

第三十四条の四十八 銀行代理業者は、銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報）前条において準用する第十三条の六の六に規定する情報及び前条において準用する第十三条の六の七に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（保険募集に係る業務を除く。次項において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

〔2〕3 同上〕

（変更の届出を要しない場合等）

第三十四条の六十四の七 〔同上〕

2 法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う電子決済等代行業者は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄

項の規定により電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。以下同じ。）は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

3 「略」

(利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報)

第三十四条の六十四の二十五 法第五十二条の六十一の二十四第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一 法第五十二条の六十一の二の登録を受けないで電子決済等代行業を営んでいる者(金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者である者を除く。)を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名)その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等代行業に係る業務に関する情報

〔二・三 略〕

別表第三(第三十四条の六十一関係)

届出事項	記載事項	添付書類
銀行代理業者である法人が合併及び	解散年月日	一 理由書 二 清算人に係る登

に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

3 「同上」

(利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報)

第三十四条の六十四の二十五 「同上」

一 法第五十二条の六十一の二の登録を受けないで電子決済等代行業を営んでいる者を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名)その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等代行業に係る業務に関する情報

〔二・三 同上〕

別表第三(第三十四条の六十一関係)

届出事項	記載事項	添付書類
銀行代理業者である法人が合併及び	解散年月日	一 理由書 二 清算人に係る登

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき</p>	<p>金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けたとき</p>	<p>登録又は変更登録を受けた年月日</p>	<p>記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 三 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>
	<p>破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき</p>	<p>「項を加える。」</p>	<p>一 理由書 二 金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し</p>	<p>記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 三 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>

二 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（専門子会社の業務等） 第四条の三 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第十三条の二第一項第四号及び第四号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。 「一〇五 略」 「四〇六 略」</p> <p>7 法第十三条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 「一〇七 略」</p> <p>八 合理的な経営改善のための計画（長期信用銀行等（長期信用</p>	<p>（専門子会社の業務等） 第四条の三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 法第十三条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。 「一〇五 同上」 「四〇六 同上」</p> <p>7 「同上」</p> <p>八 合理的な経営改善のための計画（法第十六条の七に規定する</p>

銀行又は令第四条各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

【イ〜ハ 略】

九 「略」

8 法第十三条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める要件は、長期信用銀行又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 長期信用銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該長期信用銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第十三条の二第一項第十二号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 「略」

長期信用銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

【イ〜ハ 同上】

九 「同上」

8 「同上」

一 法第十六条の七に規定する長期信用銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該長期信用銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第十三条の二第一項第十二号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 「同上」

〔9〕13 略

14 法第十三条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により長期信用銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

〔一・二 略〕

三 信託専門会社又は法第十三条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第五号の二及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十三条の二第一項第二号の二、第四号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

〔9〕13 同上

14 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 信託専門会社又は法第十三条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十三条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

〔五〇七 略〕

15 〔略〕

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 〔略〕

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一〇三の四 略〕

三の五 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百

一号)第十一条第三項に規定する保険媒介業務(第二十七号及び第二十五条の二十七第一項において「保険媒介業務」という)。

〔四〇二三 略〕

二十四 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理(第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。)又は事務の代行

〔二五・二六 略〕

二十七 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

〔二八〇三九 略〕

〔三〇九 略〕

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 〔略〕

〔五〇七 同上〕

15 〔同上〕

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇三の四 同上〕

〔号を加える。〕

〔四〇二三 同上〕

二十四 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理(第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。)又は事務の代行

〔二五・二六 同上〕

二十七 保険募集を行う者の教育を行う業務

〔二八〇三九 同上〕

〔三〇九 同上〕

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 〔同上〕

〔2〕5 略

6 法第十六条の四第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、長期信用銀行持株会社又はその子会社が第四条の三第七項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 長期信用銀行又は令第四条各号に掲げる者による人的な又は財政上の支援その他の当該長期信用銀行又は令第四条各号に掲げる者が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第十六条の四第一項第十一号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 「略」

〔7〕11 略

12 法第十六条の四第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により長期信用銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

〔一・二 略〕

三 信託専門会社又は法第十六条の四第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持

〔2〕5 同上

6 「同上」

一 法第十六条の七に規定する長期信用銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該長期信用銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第十六条の四第一項第十一号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 「同上」

〔7〕11 同上

12 「同上」

〔一・二 同上〕

三 信託専門会社又は法第十六条の四第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持

株式会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第五号の二及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十六条の四第一項第一号の二、第三号の二又は第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

13 「五〇七 略」
「略」

（預金者等に対する情報の提供）

第十二条 「略」

「二〇四 略」

5 長期信用銀行は、一の預金等に係る契約の締結について、当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をい

株式会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十六条の四第一項第一号の二又は第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

13 「五〇七 同上」
「同上」

（預金者等に対する情報の提供）

第十二条 「同上」

「二〇四 同上」

「項を加える。」

う。以下同じ。)を行う者に限る。)が預金者等に対し第一項各号に掲げる情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる情報の提供を行うことを要しない。

(債券の権利者に対する情報の提供)

第十二条の二 長期信用銀行は、法第八条に規定する債券を取り扱う場合には、前条(第五項を除く。)に定めるところに準じた方法により顧客に対する情報の提供を行うものとする。

(外国銀行代理長期信用銀行の預金者等に対する情報の提供)

第二十五条の二の八 第十二条(第五項を除く。)の規定は、法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十四第二項の規定による外国銀行代理長期信用銀行が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

(長期信用銀行代理業の許可の審査)

第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

【一〇三 略】

(債券の権利者に対する情報の提供)

第十二条の二 長期信用銀行は、法第八条に規定する債券を取り扱う場合には、前条に定めるところに準じた方法により顧客に対する情報の提供を行うものとする。

(外国銀行代理長期信用銀行の預金者等に対する情報の提供)

第二十五条の二の八 第十二条の規定は、法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十四第二項の規定による外国銀行代理長期信用銀行が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

(長期信用銀行代理業の許可の審査)

第二十五条の十六 【同上】

【一〇三 同上】

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ〜ハ 略〕

二 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔(1)〜(9) 略〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに

四 「同上」

〔イ〜ハ 同上〕

二 「同上」

〔(1)〜(9) 同上〕

「加える。」

(10) 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(9)までに規定する免許、許可、認可若しくは

規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 準用銀行法第五十二条の十五第一項の規定による法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行法第五十二条の五十六第一項（法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第九十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項及び第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四

登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 準用銀行法第五十二条の十五第一項の規定による法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行法第五十二条の五十六第一項（法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第九十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項及び第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六

第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第十六条の五第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の認可、許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種類と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔1〕(9) 略〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令

の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第十六条の五第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の認可、許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 〔同上〕

〔1〕(9) 同上〕

〔加える。〕

(10) 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締

の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。
イ 前号ニ(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

〔ロ〕ニ 略〕

〔六・七 略〕

（長期信用銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第二十五条の二十三 第十二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による長期信用銀行代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第十二条第五項中「当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用

役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 「同上」

イ 前号ニ(1)から(10)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

〔ロ〕ニ 同上〕

〔六・七 同上〕

（長期信用銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第二十五条の二十三 第十二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による長期信用銀行代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

銀行代理業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）とあるのは、「当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止等）

第二十五条の二十四 長期信用銀行代理業者（法第十六条の七に規定する長期信用銀行等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十二条の三第一項及び第二項の規定を準用する。

〔254 略〕

（顧客情報の使用に係る書面による同意等）

第二十五条の二十七 長期信用銀行代理業者は、長期信用銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条において準用する第十二条の四の六に規定する情報及び前条において準用する第十二条の四の七に規定する

（預金等との誤認防止等）

第二十五条の二十四 長期信用銀行代理業者（法第十六条の七に規定する長期信用銀行等を除く。）が、金融商品の販売（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十二条の三第一項及び第二項の規定を準用する。

〔254 同上〕

（顧客情報の使用に係る書面による同意等）

第二十五条の二十七 長期信用銀行代理業者は、長期信用銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条において準用する第十二条の四の六に規定する情報及び前条において準用する第十二条の四の七に規定する

特別の非公開情報を除く。)をいう。)が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務(保険募集及び保険媒介業務に係る業務を除く。次項において同じ。)に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

〔2・3 略〕

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二十六条の二の二十五 「略」

2 一の特定預金等契約の締結について、二以上の長期信用銀行、長期信用銀行代理業者又は金融サービス仲介業者(預金等媒介業務を行う者に限る。以下この項において同じ。)が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定(金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定)により顧客に対し契約締結前交付書面(金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面。以下この項において同じ。)を交付しなければならぬ場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者(金融サービス仲介業者を除く。)は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

特別の非公開情報を除く。)をいう。)が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務(保険募集に係る業務を除く。次項において同じ。)に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

〔2・3 同上〕

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二十六条の二の二十五 「同上」

2 一の特定預金等契約の締結について長期信用銀行及び長期信用銀行代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の記載事項)

第二十六条の二の二十六 「略」

- 2 一の特定預金等契約の締結について、二以上の長期信用銀行、長期信用銀行代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この項において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定）により顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面。以下この項において同じ。）を交付しなければならぬ場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の者（金融サービス仲介業者を除く。）は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

別表第三（第二十五条の四十関係）

届出事項	記載事項	添付書類
[略]		
長期信用銀行代理	解散年月日	一 理由書

(契約締結時交付書面の記載事項)

第二十六条の二の二十六 「同上」

- 2 一の特定預金等契約の締結について長期信用銀行及び長期信用銀行代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

別表第三（第二十五条の三十九関係）

届出事項	記載事項	添付書類
[同上]		
長期信用銀行代理	解散年月日	一 理由書

<p>業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき</p>	<p>金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき</p>	<p>登録又は変更登録を受けた年月日</p>	<p>一 理由書 二 金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し</p>
<p>業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき</p>	<p>「項を加える。」</p>	<p>二 清算人に係る登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 三 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>	<p>二 清算人に係る登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 三 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

三 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項及び第五項第二号の三、第七十条第五項第八号、第九十九条の四第一項、第三百三十七条の二第一項、第三百三十七条の三第三号、第四百三十三条第四号、第四百四十九条第二項並びに第七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>（金庫の子会社の範囲等）</p>	<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項及び第五項第二号の三、第七十条第五項第八号、第三百三十七条の二第一項、第三百三十七条の三第三号、第四百四十三号第四号、第四百三十九条第二項並びに第七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>（金庫の子会社の範囲等）</p>

第六十四条 「略」

〔2〕4 略

5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

〔一〕三の四 略

三の五 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一〇一号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第二十七号及び第五十四条第一項において「保険媒介業務」という。）

〔四〕二十三 略

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

〔二十五〕二十六 略

二十七 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

〔二十八〕三十九 略

〔6〕13 略

（専門子会社の業務等）

第七十条 「略」

第六十四条 「同上」

〔2〕4 同上

5 「同上」

〔一〕三の四 同上

〔号を加える。〕

〔四〕二十三 同上

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

〔二十五〕二十六 同上

二十七 保険募集を行う者の教育を行う業務

〔二十八〕三十九 同上

〔6〕13 同上

（専門子会社の業務等）

第七十条 「同上」

2 「略」

3 法第五十四条の二十三第一項第三号及び第三号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

〔一〕五 略〕

4 「略」

5 法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一〕七 略〕

八 合理的な経営改善のための計画（金庫等（金庫又は令第九条の六各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。））、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務につ

2 「同上」

3 法第五十四条の二十三第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

〔一〕五 同上〕

4 「同上」

5 「同上」

〔一〕七 同上〕

八 合理的な経営改善のための計画（法第八十五条の三に規定する金庫等）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内

て次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ〜ハ 略」

九 「略」

6 法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 金庫等による人的な又は財政上の支援その他の当該金庫等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 「略」

〔7〕11 略

12 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第六十四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により

容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ〜ハ 同上」

九 「同上」

6 「同上」

一 法第八十五条の三に規定する金庫等による人的な又は財政上の支援その他の当該金庫等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 「同上」

〔7〕11 同上

12 「同上」

金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 法第五十四条の二十一第一項第一号から第二号の二まで又は第五十四条の二十三第一項第一号の二、第三号の二若しくは第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第四号、第四号の二、第六号及び第八号に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

〔二・三 略〕

四 信託専門会社又は法第五十四条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第二号、第三号、第四号、第四号の二及び第六号から第八号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

〔五〇七 略〕

一 法第五十四条の二十一第一項第一号から第二号の二まで又は第五十四条の二十三第一項第一号の二若しくは第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第四号、第四号の二、第六号及び第八号に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

〔二・三 同上〕

四 信託専門会社又は法第五十四条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第二号から第四号の二まで及び第六号から第八号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

〔五〇七 同上〕

(金庫との間の契約に定めなければならない事項)

第九十九条の四 法第八十五条の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用金庫電子決済等代行業者(同条第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の十一第六項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者(同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。))を含む。第九十九条の十六及び第一百七十条の二の十八第一号において同じ。)を含む。以下同じ。

(第九十九条の二の九及び第一百七十条の二の十において同じ。))を受けて法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為(第九十九条の二に掲げる行為を除く。))を行う場合において、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者の業務(当該信用金庫電子決済等代行業者に委託した業務に限る。))に関して当該信用金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業

(金庫との間の契約に定めなければならない事項)

第九十九条の四 法第八十五条の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用金庫電子決済等代行業者(同条第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の十一第六項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。第九十九条の十六及び第一百七十条の二の十八第一号において同じ。))を含む。以下同じ。)が信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項の九及び第一百七十条の二の十において同じ。))を受けて法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為(第九十九条の二に掲げる行為を除く。))を行う場合において、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者の業務(当該信用金庫電子決済等代行業者に委託した業務に限る。))に関して当該信用金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

者が当該措置を行わないときに当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2 「略」

(預金者等に対する情報の提供)

第二百二条 「略」

「2」4 略」

5 金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる情報の提供を行うことを要しない。

(全国連合会債の債権者に対する情報の提供)

第二百三条 全国連合会が、法第五十四条の二の四第一項に規定する全国連合会債を取り扱う場合には、前条（第五項を除く。）に準じて情報の提供を行うものとする。

(外国銀行代理金庫の預金者等に対する情報の提供)

第三百三十七条の八 第二百二条（第五項を除く。）の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による外国銀行代理金庫が行う

2 「同上」

(預金者等に対する情報の提供)

第二百二条 「同上」

「2」4 同上」

「項を加える。」

(全国連合会債の債権者に対する情報の提供)

第二百三条 全国連合会が、法第五十四条の二の四第一項に規定する全国連合会債を取り扱う場合には、前条に準じて情報の提供を行うものとする。

(外国銀行代理金庫の預金者等に対する情報の提供)

第三百三十七条の八 第二百二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による外国銀行代理金庫が行う預金者等に対する情

預金者等に対する情報の提供について準用する。

(信用金庫代理業の許可の審査)

第四百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〕三 略〕

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ〕ハ 略〕

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者(銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔1〕(9) 略〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務(同法第十一

報の提供について準用する。

(信用金庫代理業の許可の審査)

第四百四十三条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〕ハ 同上〕

二 〔同上〕

〔1〕(9) 同上〕

〔加える。〕

条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(9)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一

項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第八十五条の二第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経

項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第八十五条の二第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 「同上」

過しない者

〔(1)～(9) 略〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 前号二(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

〔(1)～(9) 同上〕

〔加える。〕

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 「同上」

イ 前号二(1)から(10)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

「ロ」ニ 略」

「六・七 略」

(信用金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第五十条 第二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第二条第五項中「当該金庫を所屬信用金庫とする信用金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一條第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。」とあるのは、「当該信用金庫代理業者の所屬信用金庫」と読み替えるものとする。

(預金等との誤認防止等)

第五十一条 信用金庫代理業者（法第八十五条の三に規定する金庫等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第四百四条第一項及び第二項の規定を準用する。

「2」4 略」

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

「ロ」ニ 同上」

「六・七 同上」

(信用金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第五十条 第二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

(預金等との誤認防止等)

第五十一条 信用金庫代理業者（法第八十五条の三に規定する金庫等を除く。）が、金融商品の販売（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一〇一號）第二条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第四百四条第一項及び第二項の規定を準用する。

「2」4 同上」

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第百五十四条 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条において準用する第百十条に規定する情報及び前条において準用する第百十一条に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（保険募集及び保険媒介業務に係る業務を除く。次項において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

〔2・3 略〕

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第百七十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〜三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法

第百五十四条 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条において準用する第百十条に規定する情報及び前条において準用する第百十一条に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（保険募集に係る業務を除く。次項において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

〔2・3 同上〕

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第百七十条の二十三 「同上」

〔一〜三 同上〕

四 一の特定預金等契約の締結について、金庫及び当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者がともに準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、当該金庫又は当該信用金庫代理業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

第三十七条の三第一項本文の規定)により顧客に対し契約締結前交付書面(金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面)を交付しなければならぬ場合において、当該金庫、当該信用金庫代理業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契約締結前交付書面(金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面(第七十条の二十五第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。))を交付しているとき。

五 「略」

〔2〕5 略

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第七十条の二十七 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 略

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者又は金融サービス仲介業者(預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。)が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規

五 「同上」

〔2〕5 同上

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第七十条の二十七 「同上」

〔一〕三 同上

四 一の特定預金等契約の締結について、金庫及び当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者がともに準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、当該金庫

定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に
 関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法
 第三十七条の四第一項本文の規定）により顧客に対し契約締結
 時交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービス
 の提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商
 品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面）を交付しなけ
 ればならない場合において、当該金庫、当該信用金庫代理業者
 又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこ
 れを交付しているとき。

〔2〕4 略〕

別表第三（第六十七條關係）

届出事項	記載事項	添付書類
〔略〕	解散年月日	一 理由書 二 清算人に係る登 記事項証明書（こ れに準ずるものを 含む。） 三 清算人による解 散後の措置を記載 した書面（顧客情 報管理の取扱い等
信用金庫代理業者 である法人が合併 及び破産手続開始 の決定以外の理由 により解散したと き		

又は当該信用金庫代理業者のいずれかが当該顧客に対しこれを
 交付しているとき。

〔2〕4 同上〕

別表第三（第六十七條關係）

届出事項	記載事項	添付書類
〔同上〕	解散年月日	一 理由書 二 清算人に係る登 記事項証明書（こ れに準ずるものを 含む。） 三 清算人による解 散後の措置を記載 した書面（顧客情 報管理の取扱い等
信用金庫代理業者 である法人が合併 及び破産手続開始 の決定以外の理由 により解散したと き		

備考 表中の「」の記載は注記である。	金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受け たとき	登録又は変更登録を受けた年月日	一 理由書 二 金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し	を含む。）
			「項を加える。」	を含む。）

四 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（不正な行為等をするおそれがあると認められる者）</p> <p>第五条の三 法第六条第一項第七号及び第二十四条の二十七第一項第八号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 法第二十四条の六の四第一項各号若しくは第二十四条の六の五第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に法第十条第一項第四号若しくは第五号の規定による届出をした者（解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第三十八条第一項各号（第二号から第四号までを除く。）のいずれかに該当するとして同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項</p>	<p>（不正な行為等をするおそれがあると認められる者）</p> <p>第五条の三 「同上」</p> <p>一 法第二十四条の六の四第一項各号又は第二十四条の六の五第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第十条第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者（解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの</p>

第五号及び第十二条の二第三項において同じ。）の種別に係るものに限る。次号において同じ。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービス提供に関する法律第十六条第三項第三号の規定による届出をした者（金融サービス仲介業（同法第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止、分割による金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡について相当の理由がある者を除く。）であつて、これらの届出の日から五年を経過しないもの

二 法第二十四条の六の四第一項各号若しくは第二十四条の六の五第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に法第十条第一項第二号、第四号若しくは第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項各号（第二号から第四号までを除く。）のいずれかに該当するとして同法第十二条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないこととの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律

二 前号の期間内に法第十条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者であつて、前号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しないもの

第十六条第三項第三号、第五号若しくは第七号の規定による届出をした法人（金融サービス仲介業の廃止、分割による金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継、金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡、合併又は解散について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者であつて、これらの通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日（金融サービス仲介業者にあつては分割又は事業の全部の譲渡の日を含む。）までの間にその地位にあつたものでこれらの届出の日から五年を経過しないもの

三 法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員（同項に規定する役員をいう。）又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員（同法第十五条第一号ソに規定する役員をいう。）であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

四 法第二十四条の六の四第二項に該当するとして役員（同項に規定する役員をいう。）の解任を命ぜらるる処分又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）に該当するとして役員（同法第十五条第一号ソに規定する役員をいう。）の解任を命ぜらるる処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日からこれらの処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に退任したこれらの命令により解任されるべきとされた者（退任について相当の理由がある者

三 法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員（同項に規定する役員をいう。次号において同じ。）でその処分を受けた日から五年を経過しない者

四 法第二十四条の六の四第二項に該当するとして役員の解任を命ぜらるる処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に退任した当該命令により解任されるべきとされた者（退任について相当の理由がある者を除く。）で当該退任の日から五年を経過しない者

を除く。)で当該退任の日から五年を経過しない者

(廃業等の届出)

第十条 法第十条第一項の規定による届出を金融庁長官にしようとする者は、別紙様式第六号により作成した廃業等届出書(次項において単に「廃業等届出書」という。)に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、同条第二項に規定する登録をした財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

「一〇四 略」

五 金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録(貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。)又は同法第十六条第一項の変更登録(貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。)を受けた場合 同法第十四条第二項(同法第十六条第二項において準用する場合を含む。)の通知の写し

2 「略」

(契約締結前の書面の交付)

第十二条の二 「略」

2 「略」

三 一の貸付けに係る契約の締結について、金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、貸金業貸付媒介業務を行う者に限る

(廃業等の届出)

第十条 「同上」

「一〇四 同上」

「号を加える。」

2 「同上」

(契約締結前の書面の交付)

第十二条の二 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

。第十三条第十六項において同じ。）が当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者に対し同法第三十二条において準用する法第十六条の二第一項又は第二項の規定により第一項各号又は前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付したときは、貸金業者（顧客との間で当該貸付けに係る契約を締結する者に限る。第十三条第十六項において同じ。）は、前二項の規定にかかわらず、法第十六条の二第一項又は第二項に規定する書面に第一項各号及び前項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

4 5 6 「略」

7 法第十六条の二第三項の規定により、保証契約の内容を説明する書面を保証人となろうとする者に交付するときは、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した二種類の書面を同時に交付しなければならない。

- 一 当該保証契約の概要を記載した書面 法第十六条の二第三項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第四項第一号イからハまで、第二号イ及びロ、第三号イ及びロ、第四号イ及びロ並びに前項第三号、第四号及び第十三号に掲げる事項
- 二 当該保証契約の詳細を記載した書面（保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上ある場合には、当該契約ごとに記載しなければならぬ。） 法第十六条の二第三項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに第四項第一号（イ及びロを除く。）、第二号（イを除く。）、第三号（イを除く。）及び第四号（イを除く。）並びに前項各号（第十三号を除く。）に

3 5 「同上」

6 「同上」

- 一 当該保証契約の概要を記載した書面 法第十六条の二第三項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第三項第一号イからハまで、第二号イ及びロ、第三号イ及びロ、第四号イ及びロ並びに前項第三号、第四号及び第十三号に掲げる事項
- 二 当該保証契約の詳細を記載した書面（保証の対象となる貸付けに係る契約が二以上ある場合には、当該契約ごとに記載しなければならぬ。） 法第十六条の二第三項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに第三項第一号（イ及びロを除く。）、第二号（イを除く。）、第三号（イを除く。）及び第四号（イを除く。）並びに前項各号（第十三号を除く。）に

掲げる事項

8・9 「略」

(契約締結時の書面の交付)

第十三条 「略」

〔2〕6 略〕

7 法第十七条第三項後段に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項

イ 法第十六条の二第三項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる事項又は第十二条の二第四項第一号ハ若しくはタ若しくは第六項第二号、第六号、第八号若しくは第十一号に掲げる事項（これらの事項について契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

ロ 第十二条の二第六項第一号、第七号又は第九号（第九号にあつては、保証契約に基づく債権につき物的担保を供させるときに限る。）に掲げる事項

〔二〕四 略〕

〔8〕15 略〕

16) 一の貸付けに係る契約の締結について、金融サービス仲介業者が当該貸付けに係る契約の相手方に対し金融サービスの提供に関

掲げる事項

7・8 「同上」

(契約締結時の書面の交付)

第十三条 「同上」

〔2〕6 同上〕

7 「同上」

一 「同上」

イ 法第十六条の二第三項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる事項又は第十二条の二第三項第一号ハ若しくはタ若しくは第五項第二号、第六号、第八号若しくは第十一号に掲げる事項（これらの事項について契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

ロ 第十二条の二第五項第一号、第七号又は第九号（第九号にあつては、保証契約に基づく債権につき物的担保を供させるときに限る。）に掲げる事項

〔二〕四 同上〕

〔8〕15 同上〕

〔項を加える。〕

する法律第三十二条において準用する法第十七条第一項、第二項又は第五項の規定により第一項各号又は第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付したときは、貸金業者は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、法第十七条第一項、第二項又は第五項に規定する書面に第一項各号及び第三項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

17・18 「略」

19 第十一条第四項の規定は、貸金業者が第十七項の書面を作成する場合について準用する。

(受取証書の交付)

第十五条 「略」

〔2・3 略〕

4 法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、弁済に係る第十三条第十七項各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に当該各号に定める事項（同項第一号ノに掲げる事項を除くほか、一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては同号ハからリまで及びルからナまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号ハからリまで、ル、ワ及びタからツまでに掲げる事項に限る。）、同項第二号ロ及びビハに掲げる

16・17 「同上」

18 第十一条第四項の規定は、貸金業者が第十六項の書面を作成する場合について準用する。

(受取証書の交付)

第十五条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、弁済に係る第十三条第十六項各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に当該各号に定める事項（同項第一号ノに掲げる事項を除くほか、一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては同号ハからリまで及びルからナまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号ハからリまで、ル、ワ及びタからツまでに掲げる事項に限る。）、同項第二号ロ及びビハに掲げる

事項、同項第三号イに掲げる事項（同項第一号ハからリまで、ルからワまで、ヨからツまで及びナに掲げる事項に限る。）、同項第三号ロ及びハに掲げる事項並びに同項第四号イに掲げる事項（同項第一号ハからリまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。）及び同項第四号ロに掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては同項第一号ラからヰまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号ラからヰまでに掲げる事項に限る。）、同項第三号イに掲げる事項（同項第一号ラからヰまでに掲げる事項に限る。）及び同項第四号イに掲げる事項（同項第一号ラからヰまで第一号ラからウまでに掲げる事項に限る。）を除く。）を記載した書面とする。

〔5・6 略〕

（帳簿の備付け）

第十六条 法第十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第七号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項を除く。）

〔四〽八 略〕

〔2・3 略〕

事項、同項第三号イに掲げる事項（同項第一号ハからリまで、ルからワまで、ヨからツまで及びナに掲げる事項に限る。）、同項第三号ロ及びハに掲げる事項並びに同項第四号イに掲げる事項（同項第一号ハからリまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。）及び同項第四号ロに掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては同項第一号ラからヰまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号ラからヰまでに掲げる事項に限る。）、同項第三号イに掲げる事項（同項第一号ラからヰまでに掲げる事項に限る。）及び同項第四号イに掲げる事項（同項第一号ラからヰまで第一号ラからウまでに掲げる事項に限る。）を除く。）を記載した書面とする。

〔5・6 同上〕

（帳簿の備付け）

第十六条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項を除く。）

〔四〽八 同上〕

〔2・3 同上〕

(取立て行為の規制)

第十九条 「略」

〔2〕4 略〕

5 法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕四 略〕

五 保証人に対し取立てをするときは、法第十七条第三項に掲げる事項（取り立てる債権が貸金業者の貸付けの契約に基づく債権でないときは、第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。）

6 「略」

(債権を譲り受ける者に対する通知)

第二十一条 法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）

四 「略」

〔2〕6 略〕

(譲り受けた債権に係る保証契約締結前の書面の交付)

(取立て行為の規制)

第十九条 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 「同上」

〔一〕四 同上〕

五 保証人に対し取立てをするときは、法第十七条第三項に掲げる事項（取り立てる債権が貸金業者の貸付けの契約に基づく債権でないときは、第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）

6 「同上」

(債権を譲り受ける者に対する通知)

第二十一条 「同上」

〔一・二 同上〕

三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）

四 「同上」

〔2〕6 同上〕

(譲り受けた債権に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十一条の三 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項に定める事項とする。

3 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第七項及び第九項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（譲り受けた債権についての書面の交付）

第二十二条 「略」

〔2〕4 略〕

5 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項（第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

〔6〕9 略〕

第二十一条の三 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項に定める事項とする。

3 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第六項及び第八項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、債権を譲り受けた者が法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（譲り受けた債権についての書面の交付）

第二十二条 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

〔6〕9 同上〕

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十五条 法第二十四条第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕三 略〕

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)

(債権の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条 法第二十四条第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。)

四 〔略〕

〔2〕6 略〕

(保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の二の三 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十五条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)

(債権の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。)

四 〔同上〕

〔2〕6 同上〕

(保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の二の三 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる

貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項に定める事項とする。

3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第七項及び第九項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（保証等に係る求償権等についての書面の交付）

第二十六条の三 「略」

〔2〕4 略〕

5 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項（第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

〔6〕9 略〕

（保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき

貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項に定める事項とする。

3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第六項及び第八項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、保証業者が法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（保証等に係る求償権等についての書面の交付）

第二十六条の三 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

〔6〕9 同上〕

（保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき

事項)

第二十六条の六 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕三 略〕

四 保証人に対し取立てをするとき、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)

(受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の七の三 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項に定める事項とする。

3 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第六項各号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第七項及び第九項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三

事項)

第二十六条の六 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 保証人に対し取立てをするとき、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)

(受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の七の三 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項に定める事項とする。

3 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第六項及び第八項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三

第二項において準用する法第十六条の二三第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の八 「略」

〔2〕4 略〕

5 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項(第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

〔6〕9 略〕

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十一 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕三 略〕

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)

(保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二項において準用する法第十六条の二三第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の八 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項(第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

〔6〕9 同上〕

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十一 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)

(保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の十二 法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕三 略〕

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）

五 「略〕

〔2〕6 略〕

（譲り受けた保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付）

第二十六条の十二の三 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項に定める事項とする。

3 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第十四号に掲げる事項を除く。）とす

第二十六条の十二 「同上〕

〔一〕三 同上〕

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）

五 「同上〕

〔2〕6 同上〕

（譲り受けた保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付）

第二十六条の十二の三 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項に定める事項とする。

3 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第十四号に掲げる事項を除く。）とす

る。

4 第十一条第四項、第十二条の二第七項及び第九項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(譲り受けた保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十三 「略」

〔2〕4 略〕

5 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項(第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

〔6〕9 略〕

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十六 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕三 略〕

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の四第二項

る。

4 第十一条第四項、第十二条の二第六項及び第八項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(譲り受けた保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十三 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項(第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

〔6〕9 同上〕

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十六 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の四第二項

において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。）

（保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の十七 法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕三 略〕

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）

五 〔略〕

〔2〕6 略〕

（受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の十八 法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕三 略〕

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）

において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）

（保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の十七 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）

五 〔同上〕

〔2〕6 同上〕

（受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の十八 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）

五 「略」

〔2〕6 略

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の十八の三 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項に定める事項とする。

3 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第六項各号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第七項及び第九項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

五 「同上」

〔2〕6 同上

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の十八の三 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項に定める事項とする。

3 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

4 第十一条第四項、第十二条の二第六項及び第八項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)
第二十六条の十九 「略」

〔2～4 略〕

5 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項(第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

〔6～9 略〕

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十二 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一～三 略〕

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)

(受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三 法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)
第二十六条の十九 「同上」

〔2～4 同上〕

5 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項(第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

〔6～9 同上〕

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十二 「同上」

〔一～三 同上〕

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)

(受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三 「同上」

〔一〇三 略〕

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）

五 「略」

〔二〇六 略〕

（債権を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の二 貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この条から第二十六条の二十三の十九までにおいて同じ。）が貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇四 略〕

五 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 法第十六条の二第三項第二号から第六号までに掲げる事項（第十二条の二第六項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、第十二条の二第六項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

〔一〇三 同上〕

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）

五 「同上」

〔二〇六 同上〕

（債権を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の二 「同上」

〔一〇四 同上〕

五 「同上」

イ 「同上」

ロ 法第十六条の二第三項第二号から第六号までに掲げる事項（第十二条の二第五項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、第十二条の二第五項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ハ 「略」

六 「略」

〔2〕6 略〕

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の四 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕三 略〕

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 第十二条の二第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第六項各号に掲げる事項(同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 「略」

(債権の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の五 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基

ハ 「同上」

六 「同上」

〔2〕6 同上〕

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の四 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 「同上」

(債権の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の五 「同上」

づく債権を譲り受けた者について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇七 略〕

八 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 「略」

九 「略」

〔二〇六 略〕

（保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二三の八 保証業者が保証等に係る求償権等を取得了た場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項

〔一〇七 同上〕

八 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 「同上」

九 「同上」

〔二〇六 同上〕

（保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二三の八 「同上」

とする。

「一〇三 略」

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第十号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 「略」

（受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の十一 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等取得した場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇三 略」

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

「一〇三 同上」

四 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第十号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 「同上」

（受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の十一 「同上」

「一〇三 同上」

四 「同上」

「イ・ロ 同上」

八 第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 「略」

（保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の十二 保証業者が保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇八 略」

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場

八 第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 「同上」

（保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の十二 「同上」

「一〇八 同上」

九 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場

合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 「略」

十 「略」

〔2〕6 略

（保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の十四 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕三 略

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 「略」

合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 「同上」

十 「同上」

〔2〕6 同上

（保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の十四 「同上」

〔一〕三 同上

四 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 「同上」

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十五 保証等に係る求償権等の譲渡があった場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔二〇八 略〕

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 第十二条の二第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第六項各号に掲げる事項(同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 「略」

十 「略」

〔2〇6 略〕

(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十六 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十五 「同上」

〔二〇八 同上〕

九 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 「同上」

十 「同上」

〔2〇6 同上〕

(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十六 「同上」

金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇八 略」

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 「略」

十 「略」

「2〇6 略」

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の十八 受託弁済に係る求償権等の譲渡があった場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一

「一〇八 同上」

九 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 「同上」

十 「同上」

「2〇6 同上」

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の十八 「同上」

条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇三 略」

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 「略」

（受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知）
第二十六条の二十三の十九 受託弁済に係る求償権等の譲渡があった場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇八 略」

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

「一〇三 同上」

四 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 「同上」

（受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知）
第二十六条の二十三の十九 「同上」

「一〇八 同上」

九 「同上」

「イ・ロ 同上」

<p>ハ 第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項</p> <p>ニ 第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。</p> <p>ホ 「略」</p> <p>十 「略」</p> <p>〔2〕6 略</p>	<p>ハ 第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項</p> <p>ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。</p> <p>ホ 「同上」</p> <p>十 「同上」</p> <p>〔2〕6 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

五 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十九条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二条第二項（同法第二百十三条第六項において準用する場合を含む。）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百三十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百十七條第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）第三十六条第三項及び第四十九条第三項、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員</p>	<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十九条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二条第二項（同法第二百十三条第六項において準用する場合を含む。）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百三十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百十七條第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその</p>

会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一

〔イ〜ニ 略〕

ホ 金融サービスの提供に関する法律第三十六条第一項及び第

二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定

ヘ・ト 〔略〕

二 〔略〕

（犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式）

第二条 金融商品取引法第二百十四条（金融サービスの提供に関する法律第二百二条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員（金融商品取引法第二百二十四条第二項（金融サービスの提供に関する法律第二百二条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第二による。

身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 〔同上〕

〔イ〜ニ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

ホ・ヘ 〔同上〕

二 〔同上〕

（犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式）

第二条 金融商品取引法第二百十四条（犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員（金融商品取引法第二百二十四条第二項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第二による。

(委員会用)

裏

表

第 号
犯 則 事 件 調 査 証 票
職名 (又は官職) _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____
上記の者は、当委員会に所属する職員で、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号)、 <u>金融サービスの提供に関する法律 (平成 12 年法律第 101 号)</u> 及び犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成 19 年法律第 22 号) の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する者であることを証明する。
令和 年 月 日
証券取引等監視委員会 印

[略]

(財務局又は福岡財務支局用)

裏

表

第 号
犯 則 事 件 調 査 証 票
職名 (又は官職) _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____
上記の者は、当局に所属する職員で、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号)、 <u>金融サービスの提供に関する法律 (平成 12 年法律第 101 号)</u> 及び犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成 19 年法律第 22 号) の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する者であることを証明する。
令和 年 月 日
財務局長又は福岡財務支局長 印

[略]

(備考) [略]

(委員会用)

裏

表

第 号
犯 則 事 件 調 査 証 票
職名 (又は官職) _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____
上記の者は、当委員会に所属する職員で、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) <u>及び犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成 19 年法律第 22 号)</u> の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する者であることを証明する。
令和 年 月 日
証券取引等監視委員会 印

[同左]

(財務局又は福岡財務支局用)

裏

表

第 号
犯 則 事 件 調 査 証 票
職名 (又は官職) _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____
上記の者は、当局に所属する職員で、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) <u>及び犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成 19 年法律第 22 号)</u> の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する者であることを証明する。
令和 年 月 日
財務局長又は福岡財務支局長 印

[同左]

(備考) [同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

六 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第八十五条の五並びに第八十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）<u>第三百三十九条第二項</u>、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）<u>第八十二条第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二條第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</u></p> <p>〔一〇四十 略〕</p> <p>四十一 金融サービスの提供に関する法律第三十六条第三項、第四十九条第三項及び第七十条第三項</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第八十五条の五並びに第八十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）<u>第三百三十九条第二項並びに</u>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十二條第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</u></p> <p>〔一〇四十 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>

〔2
4
略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔2
4
同上〕

七 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第四条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 法第四条の二第二項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>〔一〕三の四 略〕</p> <p>三の五 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第二十七号及び第九十四条第一項において「保険媒介業務」という。）</p> <p>〔四〕二十三 略〕</p> <p>二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び第三号の五</p>	<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>5 「同上」</p> <p>〔一〕三の四 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔四〕二十三 同上〕</p> <p>二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四に掲げる業務に</p>

に掲げる業務に該当するものを除く。)又は事務の代行

〔二十五・二十六 略〕

二十七 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

〔二十八・三十九 略〕

〔6〕13 略〕

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六条 信用協同組合等は、認可対象会社(法第四条の二第三項又は法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいい、同条第一項第七号の三に掲げる会社(以下「業務高度化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 当該信用協同組合等及びその子会社等(法第六条第一項、第六条の五第一項又は第六条の五の十第一項において準用する銀行法(第八十三条第四号、第八十九条第二項、第一百条の四第一項及び第一百条の四十五第二号を除き、以下「銀行法」という。)(第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第十一号第一項第十六号の二において同じ。))に関する次に掲げる書面

〔イ・ロ 略〕

〔四〇六 略〕

該当するものを除く。)又は事務の代行

〔二十五・二十六 同上〕

二十七 保険募集を行う者の教育を行う業務

〔二十八・三十九 同上〕

〔6〕13 同上〕

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 当該信用協同組合等及びその子会社等(法第六条第一項、第六条の五第一項又は第六条の五の十第一項において準用する銀行法(第八十三条第四号、第八十九条第二項及び第一百条の四十五第二号を除き、以下「銀行法」という。)(第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第十一号第一項第十六号の二において同じ。))に関する次に掲げる書面

〔イ・ロ 同上〕

〔四〇六 同上〕

〔2〕5 略〕

(専門子会社の業務等)

第十条 「略」

2 「略」

3 法第四条の四第一項第三号及び第三号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

〔一〕五 略〕

4 「略」

5 法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一〕七 略〕

八 合理的な経営改善のための計画（信用組合等（信用協同組合等又は令第五条の四各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和

〔2〕5 同上〕

(専門子会社の業務等)

第十条 「同上」

2 「同上」

3 法第四条の四第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

〔一〕五 同上〕

4 「同上」

5 「同上」

八 合理的な経営改善のための計画（法第六条の四に規定する信用組合等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期

二十七年法律第八十七号) 第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社(以下この号において「特定金融機関等」という。)が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社

「イ〜ハ 略」

九 「略」

6 法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める要件は、信用協同組合等又はその子会社が前項に規定する会社(同項第九号に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 信用組合等による人的な又は財政上の支援その他の当該信用組合等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画(法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。

二 「略」

「7〜11 略」

12 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定

信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社(以下この号において「特定金融機関等」という。)が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社

「イ〜ハ 同上」

九 「同上」

6 「同上」

一 法第六条の四に規定する信用組合等による人的な又は財政上の支援その他の当該信用組合等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画(法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。

二 「同上」

「7〜11 同上」

12 「同上」

する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により信用協同組合等が行う事業、その子会社又は第四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第四条の二第一項第一号から第二号の二まで又は第四条の四第一項第一号の二、第三号の二若しくは第六号から第七号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

〔二・三 略〕

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号、第二号、第三号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。）

〔五〇七 略〕

一 法第四条の二第一項第一号から第二号の二まで又は第四条の四第一項第一号の二若しくは第六号から第七号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

〔二・三 同上〕

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号及び第二号から第四号の二までに規定する会社を有しない場合に限る。）

〔五〇七 同上〕

(預金者等に対する情報の提供)

第四十一条 「略」

〔2〕4 略〕

5 信用協同組合等は、一の預金等に係る契約の締結について、当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる情報の提供を行うことを要しない。

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第六十三条の三 信用協同組合等は、当該信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者又は当該信用協同組合等の子金融機関等（銀行法第十三条の三の二第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該信用協同組合等、当該信用協同組合

(預金者等に対する情報の提供)

第四十一条 「同上」

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第六十三条の三 信用協同組合等は、当該信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者又は当該信用協同組合等の子金融機関等（銀行法第十三条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）又は当該信用協同組合等の子金融機関等（銀

等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者又は当該信用協同組合等の子金融機関等が行う信用協同組合関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〕四 略〕

〔2・3 略〕

（信用協同組合代理業の許可の審査）

第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〕三 略〕

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ〕ハ 略〕

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者

行法第十三条の三の二第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者又は当該信用協同組合等の子金融機関等が行う信用協同組合関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〕四 同上〕

〔2・3 同上〕

（信用協同組合代理業の許可の審査）

第八十三条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〕ハ 同上〕

ニ 〔同上〕

(銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔(1)～(9) 略〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務(同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。))の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。)を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。))と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、法第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四

〔(1)～(9) 同上〕

〔加える。〕

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(9)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。))と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、法第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四

第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、法第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービス提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第六条の三第一項、貸金業法第三条第一項若しく

第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、法第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第六条の三第一項若しくは貸金業法第三条第一項

は金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあっては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔(1)～(9) 略〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当す

と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 「同上」

〔(1)～(9) 同上〕

〔加える。〕

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法若しくは貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に

る外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 前号ニ(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

〔ロ〕ニ 略〕

〔六・七 略〕

(信用協同組合代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第九十条 第四十一条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用協同組合代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第四十一条第五項中「当該信用協同組合等を所属信用協同組合(法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。)」とする信用協同組合代理業者(同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。)又は金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。) (預金等媒介業務(同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。)を行う者に限る。)とあるのは、「当該信用協同組合代理業者(法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。)の所属信用協同組合(同項

処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 「同上」

イ 前号ニ(1)から(10)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

〔ロ〕ニ 同上〕

〔六・七 同上〕

(信用協同組合代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第九十条 第四十一条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用協同組合代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

に規定する所属信用協同組合をいう。）」と読み替えるものとする。

(預金等との誤認防止等)

第九十一条 信用協同組合代理業者（法第六条の四に規定する信用組合等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第四十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔2～4 略〕

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第九十四条 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条において準用する第四十七条に規定する情報及び前条において準用する第四十八条に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（保険募集及び保険媒介業務に係る業務を除く。次項において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

(預金等との誤認防止等)

第九十一条 信用協同組合代理業者（法第六条の四に規定する信用組合等を除く。）が、金融商品の販売（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第四十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔2～4 同上〕

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第九十四条 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条において準用する第四十七条に規定する情報及び前条において準用する第四十八条に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（保険募集に係る業務を除く。次項において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

(信用協同組合等との間の契約に定めなければならない事項)
 第一百条の四 法第六条の五の三第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用協同組合電子決済等代行業者(同条第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の五の九第六項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(銀行法第二十条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第一百条の十六及び第一百条の三十四第一号において同じ。))を含む。以下同じ。)が信用協同組合電子決済等代行業者再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第一百条の八、第一百条の二十四第二項、第一百条の二十五及び第一百条の二十六において同じ。)を受けて法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為(第一百条の二に掲げる行為を除く。)を行う場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業者再委託者の業務(当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に限る。)に関して当該信用協同組合電子決済等代行業者再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該信用協同組合等が行うこ

(信用協同組合等との間の契約に定めなければならない事項)
 第一百条の四 法第六条の五の三第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用協同組合電子決済等代行業者(同条第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。第一百条の十六及び第一百条の三十四第一号において同じ。))を含む。以下同じ。)が信用協同組合電子決済等代行業者再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第一百条の八、第一百条の二十四第二項、第一百条の二十五及び第一百条の二十六において同じ。)を受けて法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為(第一百条の二に掲げる行為を除く。)を行う場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業者再委託者の業務(当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に限る。)に関して当該信用協同組合電子決済等代行業者再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該信用協同組合等が行うことができる措置に関する事項とする。

とができる措置に関する事項とする。

2 「略」

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条の五十六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者又は金融サービス仲介業者(預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。)が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定(金融サービス仲介業者については、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定)により顧客に対し契約締結前交付書面(金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面)を交付しなければならない場合において、当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契約締結前交付書面(金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法

2 「同上」

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条の五十六 「同上」

「一〇三 同上」

四 一の特定預金等契約の締結について、信用協同組合等及び当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者がともに準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

第三十七条の三第一項に規定する書面（第一百条の五十八第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付しているとき。

五 「略」

〔2〕5 略〕

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第一百条の六十 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定）により顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者又は当該金融サ

五 「同上」

〔2〕5 同上〕

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第一百条の六十 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 一の特定預金等契約の締結について、信用協同組合等及び当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者がともに準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

「ビジネス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。」

〔2～4 略〕

別表第三（第一百七七条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
〔略〕	解散年月日	一 理由書 二 清算人に係る登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 三 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
信用協同組合代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	登録又は変更登録を受けた年月日	一 理由書 二 金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種類に係るものに限る。）又は同法第

〔2～4 同上〕

別表第三（第一百七七条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
〔同上〕	解散年月日	一 理由書 二 清算人に係る登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 三 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
信用協同組合代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	「項を加える。」	

十六条第一項の変
更登録（預金等媒
介業務の種別の追
加に係るものに限
る。）を受けたと
き

る場合を含む。
の通知の写し

備考 表中の「」の記載は注記である。

八 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（業務の代理又は事務の代行）</p> <p>第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 銀行代理業等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五</p>	<p>（業務の代理又は事務の代行）</p> <p>第五十一条 「同上」</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 銀行代理業等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十</p>

条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業及び預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一十号）第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。第二百三十四条において同じ。）をいう。第四百四十一条第三号及び第四百三十四条第一項第十八号において同じ。）

〔三の二〇七 略〕

（業務運営に関する措置）

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〇三 略〕

四 保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険（法第二百九十四条第一項に規定する団体保険をいう。以下別表を除き同じ。）に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為（当該団体保険に係る保険契約の保険募集を行った者以外の者が行う当該加入させるための行為を含み、当該団体保険に係る保険契約者又は第二百二十七条の二第一項に定める者が当該加入させるための行為を行う場合であつて、同条第二項各号に掲げる場合における当該加入させるための行為を除く。第二百十一条の三十四号及び第二百二十七条の二第三項第二号において同じ。）に際して、保険会社、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者及び被保険者（第二百二十七条

五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業をいう。第四百四十一条第三号及び第四百三十四条第一項第十八号において同じ。）

〔三の二〇七 同上〕

（業務運営に関する措置）

第五十三条 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険（法第二百九十四条第一項に規定する団体保険をいう。以下別表を除き同じ。）に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為（当該団体保険に係る保険契約の保険募集を行った者以外の者が行う当該加入させるための行為を含み、当該団体保険に係る保険契約者又は第二百二十七条の二第一項に定める者が当該加入させるための行為を行う場合であつて、同条第二項各号に掲げる場合における当該加入させるための行為を除く。第二百十一条の三十四号及び第二百二十七条の二第三項第二号において同じ。）に際して、保険会社、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者及び被保険者（第二百二十七条

の二第九項第一号イからニまでの規定による被保険者を除く。
第五十三条の十二の二、第二百十一条の三十四号及び第二百三十四条の二十一の二第一項において同じ。）に対し、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報につき、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

〔五・六 略〕

〔2～7 略〕

(専門子会社の業務等)

第五十六条 「略」

2 「略」

3 法第六十六条第一項第六号及び第六号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

〔一～五 略〕

〔4～9 略〕

10 法第六十六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むもので

の二第八項第一号イからニまでの規定による被保険者を除く。
第五十三条の十二の二、第二百十一条の三十四号及び第二百三十四条の二十一の二第一項において同じ。）に対し、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報につき、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

〔五・六 同上〕

〔2～7 同上〕

(専門子会社の業務等)

第五十六条 「同上」

2 「同上」

3 法第六十六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

〔一～五 同上〕

〔4～9 同上〕

10 「同上」

なければならない。

〔一〕三 略〕

四 法第百六条第一項第四号の二、第六号の二又は第十二号から第十三号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの
〔五〕七 略〕

11 〔略〕

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 〔略〕

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 保険会社（外国保険業者を含む。）若しくは少額短期保険業者の保険業又は船主相互保険組合の損害保険事業に係る業務の代理（次号及び第二号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二 〔略〕

二の二 保険媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。）

三 〔略〕

四 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

〔一〕三 同上〕

四 法第百六条第一項第四号の二又は第十二号から第十三号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの
〔五〕七 同上〕

11 〔同上〕

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 〔同上〕

2 〔同上〕

一 保険会社（外国保険業者を含む。）若しくは少額短期保険業者の保険業又は船主相互保険組合の損害保険事業に係る業務の代理（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二 〔同上〕

〔号を加える。〕

三 〔同上〕

四 保険募集を行う者の教育を行う業務

〔五〇四十七 略〕

〔三〇十 略〕

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十條の七 〔略〕

〔二〇八 略〕

9 法第二百七十一條の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六條の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

〔一〇三 略〕

四 法第二百七十一條の二十二第一項第四号の二、第六号の二、第十二号又は第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六條の二第一項各号及び第二項各号(第三十四号の三から第四十五号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

〔五〇七 略〕

10 〔略〕

(少額短期保険業者の子会社の範囲等)

〔五〇四十七 同上〕

〔三〇十 同上〕

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十條の七 〔同上〕

〔二〇八 同上〕

9 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 法第二百七十一條の二十二第一項第四号の二、第十二号又は第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六條の二第一項各号及び第二項各号(第三十四号の三から第四十五号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

〔五〇七 同上〕

10 〔同上〕

(少額短期保険業者の子会社の範囲等)

第二百十一条の三十四 法第二百七十二條の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

〔一〇十四 略〕

十五 少額短期保険業者又は保険会社（外国保険業者を含む。）の保険業に係る業務の代理（次号及び第十六号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

十六 「略」

十六の二 保険媒介業務

十七 「略」

十八 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

〔十九〇二十五 略〕

2 「略」

（変更等の届出）

第二百十五條 法第二百八十條第一項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該届出が法第二百八十條第一項第一号の規定によるものである場合 別紙様式第十八号（法第二百八十四條の規定による所属保険会社等を代理人とする届出にあつては、別紙様式第十八号又はこれに代わる様式）により作成した登録事項変更届出書

二 当該届出が法第二百八十條第一項第二号から第七号までの規

第二百十一条の三十四 「同上」

〔一〇十四 同上〕

十五 少額短期保険業者又は保険会社（外国保険業者を含む。）の保険業に係る業務の代理（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

十六 「同上」

〔号を加える。〕

十七 「同上」

十八 保険募集を行う者の教育を行う業務

〔十九〇二十五 同上〕

2 「同上」

（変更等の届出）

第二百十五條 「同上」

- 一 当該届出が同項第一号の規定によるものである場合 別紙様式第十八号（法第二百八十四條の規定による所属保険会社等を代理人とする届出にあつては、別紙様式第十八号又はこれに代わる様式）により作成した登録事項変更届出書

二 当該届出が同項第二号から第六号までの規定によるものであ

定によるものである場合 別紙様式第十九号（法第二百八十四条の規定による所屬保険会社等を代理人とする届出にあつては、別紙様式第十九号又はこれに代わる様式）により作成した廃業等届出書

（変更等の届出）

第二百二十条 法第二百九十条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該届出が法第二百九十条第一項第一号の規定によるものである場合 別紙様式第二十二号により作成した登録事項変更届出書

二 当該届出が法第二百九十条第一項第二号から第七号までの規定によるものである場合 別紙様式第二十三号により作成した廃業等届出書

（情報の提供）

第二百二十七条の二 「略」

2 「略」

3 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、法第二百九十四条第一項の規定により保険契約の内容その他保険契約者等の参考となるべき情報の提供を

る場合 別紙様式第十九号（法第二百八十四条の規定による所屬保険会社等を代理人とする届出にあつては、別紙様式第十九号又はこれに代わる様式）により作成した廃業等届出書

（変更等の届出）

第二百二十条 「同上」

一 当該届出が同項第一号の規定によるものである場合 別紙様式第二十二号により作成した登録事項変更届出書

二 当該届出が同項第二号から第六号までの規定によるものである場合 別紙様式第二十三号により作成した廃業等届出書

（情報の提供）

第二百二十七条の二 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

行う場合には、保険契約者及び被保険者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

〔一・二 略〕

三 次に掲げる保険契約を取り扱う場合であつて、保険契約者又は被保険者との合意に基づく方法その他当該保険契約の特性等に照らして、前二号に掲げる方法によらなくとも、当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者の理解に資する他の方法があるときは、当該他の方法（ハに掲げる保険契約を取り扱う場合にあつては、当該保険契約に係る保険契約者に対する情報の提供に係る部分に限る。）

〔イ〜ハ 略〕

ニ 既に締結している保険契約（第九号及び第九項第二号において「既契約」という。）の一部の変更をすることを内容とする保険契約（当該変更に係る部分に限る。）

〔四〜十五 略〕

〔4〜7 略〕

8 一の保険契約の締結又は団体保険に係る保険契約への加入について、保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人、保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人又は金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（保険媒介業務を行う者に限る。以下この項において同じ。）若しくはその役員若しくは使用人（同法

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 既に締結している保険契約（第九号及び第八項第二号において「既契約」という。）の一部の変更をすることを内容とする保険契約（当該変更に係る部分に限る。）

〔四〜十五 同上〕

〔4〜7 同上〕

〔項を加える。〕

第七十四条の規定による届出が行われているものに限る。以下この項において同じ。）が法第二百九十四条第一項（金融サービスの提供に関する法律第三十条において準用する場合を含む。）の規定により保険契約者及び被保険者に対し情報の提供を行わなければならない場合において、いずれか一の者が第三項各号（第四号を除く。）に掲げる情報の提供を行ったときは、他の者（金融サービス仲介業者又はその役員若しくは使用人を除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該保険契約者及び被保険者に対し、同項各号（第四号を除く。）に掲げる情報の提供を行うことを要しない。

9・10 「略」

（意向の把握等を要しない場合）

第二百二十七条の六 法第二百九十四条の二に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第二百二十七条の二第九項各号に掲げる場合

「二・三 略」

（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇十七 略」

十八 保険会社（外国保険会社等を含み、特定保険募集人である

8・9 「同上」

（意向の把握等を要しない場合）

第二百二十七条の六 「同上」

一 第二百二十七条の二第八項各号に掲げる場合

「二・三 同上」

（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第二百三十四条 「同上」

「一〇十七 同上」

十八 保険会社（外国保険会社等を含み、特定保険募集人である

保険会社を除く。以下この条において同じ。）、特定保険募集人又は保険仲立人である銀行代理業者等（金融サービス仲業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この条において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）が、次に掲げる措置を怠ること。

〔イ・ロ 略〕

十九 「略」

2 前項（第七号に係る部分に限る。）の規定は、保険会社である銀行代理業者等の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この項において同じ。）若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、同項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人又は少額短期保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、それぞれ準用する。この場合において、同項第七号中「特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人」とあるのは「保険会社である銀行代理業者等（金融サービス仲業者（預金等媒介業務を行う者に限る。第十一号において同じ。）を含む。以下この号及び第十一号において同じ。）の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く

保険会社を除く。以下この条において同じ。）、特定保険募集人又は保険仲立人である銀行代理業者等が、次に掲げる措置を怠ること。

〔イ・ロ 同上〕

十九 「同上」

2 前項第七号に規定する行為は、保険会社である銀行代理業者等の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この項において同じ。）若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、同項第十一号に規定する行為は、生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人又は少額短期保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、それぞれ準用する。この場合において、同項第七号中「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等」と、「信用供与」とあるのは「資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」と、同項第十一号中「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等及びその所属銀行等（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長

。以下この号及び第十一号において同じ。）若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人」と、「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等」と、「信用供与」とあるのは「資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」と、同項第十一号中「生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人」とあるのは「生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人又は少額短期保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人」と、「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等及びその所属銀行等（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する所属組合、農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下この項において「再編強化法」と

期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する所属組合、農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下この項において「再編強化法」という。）第四十二条第三項の認可を受けたものを除く。）及び同項の認可を受けた農林中央金庫又は再編強化法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

いう。)第四十二条第三項の認可を受けたものを除く。)同項の認可を受けた農林中央金庫、再編強化法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会又は金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務により当該保険契約者が締結する資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の相手方をいう。)と読み替えるものとする。

3 第一項(第十三号に係る部分に限る。)の規定は、保険会社、特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等の特定関係者(銀行法施行令第四条の二第一項第十一号から第十三号まで(第十一号にあつては、同号に規定する銀行代理業者を除き、これらの規定を長期信用銀行法施行令第六条第一項において準用する場合を含む。)、株式会社商工組合中央金庫法施行令第七条第一項第三号(同号に規定する代理組合等を除く。))及び第四号、信用金庫法施行令第十一条の二第一項第二号から第四号まで(第二号にあつては、同号に規定する信用金庫代理業者を除く。)、労働金庫法施行令第五条の二第一項第二号から第四号まで(第二号にあつては、同号に規定する労働金庫代理業者を除く。)、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条の二第一項第二号から第四号まで(第二号にあつては、同号に規定する信用協同組合代理業者を除く。)、水産業協同組合法施行令第九条第一項第二号から第五号まで(第二号にあつては同号に規定する特定信用事業代理業者を、第五号にあつては同号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。)、農林中央金庫法施行令

3 第一項第十三号に規定する行為は、保険会社、特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等の特定関係者(銀行法施行令第四条の二第一項第十一号から第十三号まで(第十一号にあつては、同号に規定する銀行代理業者を除き、これらの規定を長期信用銀行法施行令第六条第一項において準用する場合を含む。))、株式会社商工組合中央金庫法施行令第七条第一項第三号(同号に規定する代理組合等を除く。))及び第四号、信用金庫法施行令第十一条の二第一項第二号から第四号まで(第二号にあつては、同号に規定する信用金庫代理業者を除く。)、労働金庫法施行令第五条の二第一項第二号から第四号まで(第二号にあつては、同号に規定する労働金庫代理業者を除く。)、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条の二第一項第二号から第四号まで(第二号にあつては、同号に規定する信用協同組合代理業者を除く。)、水産業協同組合法施行令第九条第一項第二号から第五号まで(第二号にあつては同号に規定する特定信用事業代理業者を、第五号にあつては同号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。)、農林中央金庫法施行令第八条第一項第

第八条第一項第二号から第五号まで（第二号にあっては同号に規定する農林中央金庫代理業者を、第五号にあっては同号に規定する農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。）農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条第一項第二号から第五号まで（第二号にあっては同号に規定する特定信用事業代理業者を、第五号にあっては同号に規定する農業協同組合を除く。）並びに金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和 年内閣府令第 号）第五十一条第一項各号に規定する者をいう。）又はその役員若しくは使用人について準用する。この場合において、第一項第十三号中「特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人」とあるのは「保険会社、特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等（金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）を含む。）の第三項に規定する特定関係者又はその役員若しくは使用人」と、「当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していること」とあるのは、「当該銀行代理業者等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対してその所属銀行等（次項において準用する第十一号に規定する所属銀行等をいう。）が行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結を代理若しくは媒介し、又は当該代理若しくは媒介を約していること」と読み替えるものとする。

二号から第五号まで（第二号にあっては同号に規定する農林中央金庫代理業者を、第五号にあっては同号に規定する農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。）並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条第一項第二号から第五号まで（第二号にあっては同号に規定する特定信用事業代理業者を、第五号にあっては同号に規定する農業協同組合を除く。）に規定する者をいう。）又はその役員若しくは使用人について準用する。この場合において、第一項第十三号中「当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していること」とあるのは、「当該銀行代理業者等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対してその所属銀行等が行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結を代理若しくは媒介し、又は当該代理若しくは媒介を約していること」と読み替えるものとする。

〔4〕7 略〕

(特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条の二十七 〔略〕

2 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、生命保険会社(外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人である生命保険会社を除く。)である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について準用する。

〔3〕7 略〕

〔4〕7 同上〕

(特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条の二十七 〔同上〕

2 前項第二号に規定する行為は、生命保険会社(外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人である生命保険会社を除く。)である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について準用する。

〔3〕7 同上〕

別紙様式第 16 号の 16 (第 211 条の 21 関係)

	← 35cm 以上 →
30 cm 以上	少額短期保険業者登録票 少 額 短 期 保 険 業 登録番号 財務(支)局長(少額短期保険) 第 号 (少額短期保険業者の商号又は名称) (代表者氏名) (本店又は主たる事務所の所在地)

(記載上の注意)

法第 272 条の 2 第 1 項の登録申請書又は法第 272 条の 7 第 1 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第 19 号 (第 215 条第 2 号関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

住 所

氏 名

(届出に係る者との関係)

廃 業 等 届 出 書

保険業法第 280 条第 1 項第 2 号から第 7 号までの一に該当することとなりましたので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。

別紙様式第 16 号の 16 (第 211 条の 21 関係)

	← 35cm 以上 →
30 cm 以上	少額短期保険業者登録票 少 額 短 期 保 険 業 登録番号 財務(支)局長(少額短期保険) 第 号 (少額短期保険業者の商号又は名称) (代表者氏名) (本店又は主たる事務所の所在地)

[加える。]

別紙様式第 19 号 (第 215 条第 2 号関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

住 所

氏 名

(届出に係る者との関係)

廃 業 等 届 出 書

保険業法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号までの一に該当することとなりましたので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	第 号
商号、名称又は氏名	
事由発生年月日	年 月 日
事由 〔該当に○〕	<input type="checkbox"/> 業務廃止(保険業法第280条第1項第2号) <input type="checkbox"/> 死亡(保険業法第280条第1項第3号) <input type="checkbox"/> 破産(保険業法第280条第1項第4号) <input type="checkbox"/> 合併による消滅(保険業法第280条第1項第5号) <input type="checkbox"/> 解散(保険業法第280条第1項第6号) <input type="checkbox"/> 金融サービスの提供に関する法律(平成12年法律第101号)第12条の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。)又は同法第16条第1項の変更登録(保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。)(保険業法第280条第1項第7号)

(記載上の注意)

[略]

別紙様式第23号(第220条第2号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

氏 名

(届出に係る者との関係)

廃業等届出書

保険業法第290条第1項第2号から第7号までの一に該当することとなりまし

記

登録番号	第 号
商号、名称又は氏名	
事由発生年月日	年 月 日
事由 〔該当に○〕	<input type="checkbox"/> 業務廃止(保険業法第280条第1項第2号) <input type="checkbox"/> 死亡(保険業法第280条第1項第3号) <input type="checkbox"/> 破産(保険業法第280条第1項第4号) <input type="checkbox"/> 合併による消滅(保険業法第280条第1項第5号) <input type="checkbox"/> 解散(保険業法第280条第1項第6号)

(記載上の注意)

[同左]

別紙様式第23号(第220条第2号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

氏 名

(届出に係る者との関係)

廃業等届出書

保険業法第290条第1項第2号から第6号までの一に該当することとなりまし

たので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	第 号
商号、名称又は氏名	
事由発生年月日	年 月 日
事由 〔該当に○〕	<input type="checkbox"/> 業務廃止（保険業法第290条第1項第2号） <input type="checkbox"/> 死亡（保険業法第290条第1項第3号） <input type="checkbox"/> 破産（保険業法第290条第1項第4号） <input type="checkbox"/> 合併による消滅（保険業法第290条第1項第5号） <input type="checkbox"/> 解散（保険業法第290条第1項第6号） <input type="checkbox"/> 金融サービスの提供に関する法律（平成12年法律第101号）第12条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第16条第1項の変更登録（保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）（保険業法第290条第1項第7号）

（記載上の注意）

〔略〕

たので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	第 号
商号、名称又は氏名	
事由発生年月日	年 月 日
事由 〔該当に○〕	<input type="checkbox"/> 業務廃止（保険業法第290条第1項第2号） <input type="checkbox"/> 死亡（保険業法第290条第1項第3号） <input type="checkbox"/> 破産（保険業法第290条第1項第4号） <input type="checkbox"/> 合併による消滅（保険業法第290条第1項第5号） <input type="checkbox"/> 解散（保険業法第290条第1項第6号）

（記載上の注意）

〔同左〕

備考 表中の [] の記載は注記による。

九 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者）</p> <p>第六百六十四条 法第百条第六号に規定する監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〇七 略〕</p> <p>八 当該投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等、金融商品仲介業者（金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号及び第二百条第八号において同じ。）若しくは金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。以下この号及び第二百条第八号において同じ。）若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの</p> <p>九 「略」</p>	<p>（監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者）</p> <p>第六百六十四条 「同上」</p> <p>〔一〇七 同上〕</p> <p>八 当該投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者（金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号及び第二百条第八号において同じ。）若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの</p> <p>九 「同上」</p>

<p>(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)</p> <p>第二百条 法第五十一条第六項において準用する法第六号に規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〕七 略</p> <p>八 当該清算投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの</p> <p>九 「略」</p>	<p>(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)</p> <p>第二百条 「同上」</p> <p>〔一〕七 同上</p> <p>八 当該清算投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの</p> <p>九 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

十 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後		改正前	
別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
〔略〕	〔同上〕	〔略〕	〔同上〕
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）
第三十八条及び第五十条第一項において準用する会社法第八十二条の六第二項、第六十三条第二項、第六十五条第一項において準用する同法第三百十條第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五條第二項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一條第三項、第六十五條第三項において準用する同法第三百十八條第二項及び第三項、第八十六條第二項において準用する同法第三百七十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九十九條第二項、第二百二條第四項、第二百五條第一項及び第二項、第二百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一條第	第三十八条及び第五十条第一項において準用する会社法第八十二条の六第二項、第六十三条第二項、第六十五条第一項において準用する同法第三百十條第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五條第二項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一條第三項、第六十五條第三項において準用する同法第三百十八條第二項及び第三項、第八十六條第二項において準用する同法第三百七十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九十九條第二項、第二百二條第四項、第二百五條第一項及び第二項、第二百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一條第	第三十八条及び第五十条第一項において準用する会社法第八十二条の六第二項、第六十三条第二項、第六十五条第一項において準用する同法第三百十條第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五條第二項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一條第三項、第六十五條第三項において準用する同法第三百十八條第二項及び第三項、第八十六條第二項において準用する同法第三百七十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九十九條第二項、第二百二條第四項、第二百五條第一項及び第二項、第二百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一條第	第三十八条及び第五十条第一項において準用する会社法第八十二条の六第二項、第六十三条第二項、第六十五条第一項において準用する同法第三百十條第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五條第二項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一條第三項、第六十五條第三項において準用する同法第三百十八條第二項及び第三項、第八十六條第二項において準用する同法第三百七十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九十九條第二項、第二百二條第四項、第二百五條第一項及び第二項、第二百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一條第

<p>金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）</p>	<p>第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の十二、第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項及び第三十三条</p>	<p>二項及び第七百三十五条の二第二項、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第七百七十九条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二十条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五條、第二百六十四條第三項及び第四項、第二百七十五條第三項（第二百七十九條第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十三條第一項及び第二項</p>
<p>別表第二（第四条関係）</p>		
<p>〔略〕 資産の流動化に関する法律 金融サービスの提供に関する法</p>	<p>第二百十五条 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項及び第三十三条</p>	

<p>〔項を加える。〕</p>	<p>二項及び第七百三十五条の二第二項、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第七百七十九条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二十条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五條、第二百六十四條第三項及び第四項、第二百七十五條第三項（第二百七十九條第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十三條第一項及び第二項</p>	<p>二項及び第七百三十五条の二第二項、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第七百七十九条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二十条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五條、第二百六十四條第三項及び第四項、第二百七十五條第三項（第二百七十九條第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十三條第一項及び第二項</p>
<p>別表第二（第四条関係）</p>		
<p>〔同上〕 資産の流動化に関する法律 〔項を加える。〕</p>	<p>第二百十五条</p>	

律	
〔略〕	

別表第三（第五条関係）

〔略〕	資産の流動化に関する法律	第二百条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五条、第二百二十六条第一項、第二百六十四条第一項及び第二百七十五条第一項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）
〔略〕	金融サービスの提供に関する法律	第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の十二、第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項及び第三十三条

別表第四（第八条関係）

〔略〕	資産の流動化に関する法律	第五条第四項及び第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十八条第三項及び第四十三条第三項において準用する同法第二百二十五条第二項（第一号に係る部分
-----	--------------	--

〔同上〕	
------	--

別表第三（第五条関係）

〔同上〕	資産の流動化に関する法律	第二百条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五条、第二百二十六条第一項、第二百六十四条第一項及び第二百七十五条第一項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）
〔同上〕	〔項を加える。〕	

別表第四（第八条関係）

〔同上〕	資産の流動化に関する法律	第五条第四項及び第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十八条第三項及び第四十三条第三項において準用する同法第二百二十五条第二項（第一号に係る部分
------	--------------	--

に限る。）、第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第八十二条の第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第八十二条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第一項において準用する同法第三百十條第七項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項（第二、五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一條第四項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八條第四項（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第一百五條第四項において準用する同法第四百四十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十五條において準用する同法第六百八十四條第二項（第一号

に限る。）、第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第八十二条の第二項（第一号に係る部分に限る。）、及び第八十二条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第一項において準用する同法第三百十條第七項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項（第二、五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一條第四項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八條第四項（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第一百五條第四項において準用する同法第四百四十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十五條において準用する同法第六百八十四條第二項（第一号

備考 表中の「」の記載は注記である。	[略]	金融サービスの提供に関する法律	<p>に係る部分に限る。)、第二百二十九条第二項及び第二百四十九条第一項(第二百五十三條において準用する場合を含む。))において準用する同法第七百三十一條第三項(第一号に係る部分に限る。))及び第七百三十五條の二第三項(第一号に係る部分に限る。))、第七百七十七條第三項において準用する同法第四百九十六條第二項(第一号に係る部分に限る。))、第二百條第三項(第三号に係る部分に限る。))、第二百六十四條第五項、第二百七十五條第五項及び第二百七十九條第三項において準用する同法第四百四十二條第三項(第一号に係る部分に限る。))、第二百六十七條第一項並びに第二百八十三條第三項</p> <p>第十八條第二項において適用する銀行法第五十二條の六十一の二十一第一項、第三十二條において準用する貸金業法第十九條の二及び第四十二條第一項</p>
	[同上]	[項を加える。]	<p>に係る部分に限る。)、第二百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項(第二百五十三條において準用する場合を含む。))において準用する同法第七百三十一條第三項(第一号に係る部分に限る。))及び第七百三十五條の二第三項(第一号に係る部分に限る。))、第七百七十七條第三項において準用する同法第四百九十六條第二項(第一号に係る部分に限る。))、第二百條第三項(第三号に係る部分に限る。))、第二百六十四條第五項、第二百七十五條第五項及び第二百七十九條第三項において準用する同法第四百四十二條第三項(第一号に係る部分に限る。))、第二百六十七條第一項並びに第二百八十三條第三項</p>

十一 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

	改正後	改正前
<p>（定義） 第一条 「略」 2 「略」 3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第九十九条第十三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 「一〇三六 略」 三十七 金融商品仲介行為 法第六十六条の十一に規定する金融商品仲介行為（金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に關する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。）を行つ者に限る。以下同じ。）にあつては、金融サービスの提供に關する法律第十一条第四項各号に掲げる行為）をいう。 「三十八〇五十 略」</p>	<p>（定義） 第一条 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一〇三六 同上」 三十七 金融商品仲介行為 法第六十六条の十一に規定する金融商品仲介行為をいう。</p>	
<p>4 「略」</p>	<p>4 「同上」</p>	

(親法人等及び子法人等から除かれる者)

第三十二条 令第十五条の十六第一項及び第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 専ら次に掲げるいずれかの者の金融商品取引業等、金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務の遂行のための業務を行っている者

〔イ・ロ 略〕

二 専ら次に掲げるいずれかの者の業務（金融商品取引業等、金融商品仲介業及び有価証券等仲介業務を除く。）の遂行のための業務（非公開情報（発行者又は自己の行う金融商品取引業等、金融商品仲介業若しくは有価証券等仲介業務の顧客に関するものに限る。）に関連するものを除く。）を行っている者

〔イ・ロ 略〕

三 〔略〕

(届出業務)

第六十八条 法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

〔一〜四 略〕

五 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集に係る業務又は金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務

(親法人等及び子法人等から除かれる者)

第三十二条 〔同上〕

一 専ら次に掲げるいずれかの者の金融商品取引業等又は金融商品仲介業の遂行のための業務を行っている者

〔イ・ロ 同上〕

二 専ら次に掲げるいずれかの者の業務（金融商品取引業等及び金融商品仲介業を除く。）の遂行のための業務（非公開情報（発行者又は自己の行う金融商品取引業等若しくは金融商品仲介業の顧客に関するものに限る。）に関連するものを除く。）を行っている者

〔イ・ロ 同上〕

三 〔同上〕

(届出業務)

第六十八条 〔同上〕

〔一〜四 同上〕

五 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集に係る業務

〔六〇十二 略〕

十三 金融機関代理業（銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、農業協同組合法第九十条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第六十二条第二項に規定する特定信用事業代理業、農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業又は金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）

〔十四〇二十四 略〕

（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）

第八十三条 「略」

2 一の有価証券の売買その他の取引について二以上の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が法第三十七条の三第一項（金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する法第三十七条

〔六〇十二 同上〕

十三 金融機関代理業（銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、農業協同組合法第九十条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第六十二条第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業をいう。以下同じ。）

〔十四〇二十四 同上〕

（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）

第八十三条 「同上」

2 一の有価証券の売買その他の取引について二以上の金融商品取引業者等が法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲

の三第一項に規定する書面。以下この項において同じ。)を交付しなければならぬ場合において、いずれか一の金融商品取引業者等(金融サービス仲介業者を含む。)が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

3
[略]

(投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項)
第九十五条 [略]

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合には、適用しない。

一 前項第七号の規定 金融商品取引業者等が次に掲げる者である場合

「イ」ニ 略

ホ 金融サービス仲介業者

二 [略]

三 前項第九号の規定 金融商品取引業者等が次に掲げる者である場合

「イ」ハ 略

ニ 金融サービス仲介業者

3
[略]

げる事項を記載することを要しない。

3
[同上]

(投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項)
第九十五条 [同上]

2 [同上]

一 [同上]

「イ」ニ 同上

「号の細分を加える。」

二 [同上]

三 [同上]

「イ」ハ 同上

「号の細分を加える。」

3
[同上]

(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の共通記載事項)

第百条 「略」

- 2 一の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について二以上の金融商品取引業者等(金融サービス仲介業者を含む。)が法第三十七条の四第一項(金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する法第三十七条の四第一項に規定する書面。以下この項において同じ。)を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等(金融サービス仲介業者を含む。)が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

3 「略」

(投資顧問契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項等)

第百六条 「略」

- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合には、適用しない。
 - 一 前項第九号の規定 金融商品取引業者等が次に掲げる者であ

(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の共通記載事項)

第百条 「同上」

- 2 一の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について二以上の金融商品取引業者等が法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

3 「同上」

(投資顧問契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項等)

第百六条 「同上」

- 2 「同上」
 - 一 「同上」

る場合

「イ」ニ 略」

ホ 金融サービス仲介業者

二 「略」

三 前項第十一号の規定 金融商品取引業者等が次に掲げる者である場合

「イ」ハ 略」

ニ 金融サービス仲介業者

3 「略」

(禁止行為)

第一百七十七条 法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一」十六 略」

十七 不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証券の買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの委託等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為(金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に勧誘させる行為を含む。次号において同じ。)で、公正な価格(市場デリバティブ取引にあっては、価格に相当する事項)の形成を損なうおそれがあるもの

「十八」二十四の五 略」

「イ」ニ 同上」

「号の細分を加える。」

二 「同上」

三 「同上」

「イ」ハ 同上」

「号の細分を加える。」

3 「同上」

(禁止行為)

第一百七十七条 「同上」

「一」十六 同上」

十七 不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証券の買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの委託等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為(金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関又は金融商品仲介業者に勧誘させる行為を含む。次号において同じ。)で、公正な価格(市場デリバティブ取引にあっては、価格に相当する事項)の形成を損なうおそれがあるもの

「十八」二十四の五 同上」

二十五 顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る次に掲げる書類（第二百七十五条第一項第十六号において「外国会社届出書等」という。）が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書の交付（当該文書に記載すべき事項を第八十条第一項第五号又は第六号に規定する閲覧に供する方法に準じて提供することを含む。以下この号及び第二百七十五条第一項第十六号において同じ。）をしないで法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（当該有価証券の買付け、当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理及び取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における当該有価証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。）及び同項第九号に掲げる行為を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合又は金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合を除く。）。

「イ」略

「二十六～五十 略」

「2～56 略」

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況

二十五 顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る次に掲げる書類（第二百七十五条第一項第十六号において「外国会社届出書等」という。）が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書の交付（当該文書に記載すべき事項を第八十条第一項第五号又は第六号に規定する閲覧に供する方法に準じて提供することを含む。以下この号及び第二百七十五条第一項第十六号において同じ。）をしないで法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（当該有価証券の買付け、当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理及び取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における当該有価証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。）及び同項第九号に掲げる行為を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合又は金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合を除く。）。

「イ」略 同上

「二十六～五十 同上」

「2～56 同上」

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 「同上」

は、次に掲げる状況とする。

〔一〇七 略〕

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていらない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。

）を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者から取得した顧客の財産に関する公表されていらない情報その他の特別な情報（当該登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ 当該登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者の金融商品仲介行為に係る情報

ロ 当該登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者が金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務に係る法令を遵守するために提供する必要があると認められる情報

〔ハ〕ホ 略〕

〔一九〇三六 略〕

2 登録金融機関が委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は委託金融商品取引業者が登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合における前項第十八号及び第二

〔一〇七 同上〕

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていらない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。

）を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関若しくは金融商品仲介業者から取得した顧客の財産に関する公表されていらない情報その他の特別な情報（当該登録金融機関又は金融商品仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ 当該登録金融機関又は金融商品仲介業者の金融商品仲介行為に係る情報

ロ 当該登録金融機関又は金融商品仲介業者が金融商品仲介業に係る法令を遵守するために提供する必要があると認められる情報

〔ハ〕ホ 同上〕

〔一九〇三六 同上〕

2 〔同上〕

十四号の規定の適用については、次に定めるところによる。ただし、登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）又は使用人が顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（以下この項において「特別情報」という。）を委託金融商品取引業者に提供し、又は委託金融商品取引業者から受領する場合は、この限りでない。

一 顧客が外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて、かつ、当該顧客が所在する国の法令上金融商品取引業者等が前項第十八号に規定する特別な情報を当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者に提供する行為又は登録金融機関が同項第二十四号に規定する特別な情報を委託金融商品取引業者に提供する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該顧客が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に關し当該顧客が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該顧客の同意があると合理的に認められるときは、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。

二 「略」

〔3〕16 略

（投資運用業に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止の適用

一 顧客が外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて、かつ、当該顧客が所在する国の法令上金融商品取引業者等が前項第十八号に規定する特別な情報を当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に提供する行為又は登録金融機関が同項第二十四号に規定する特別な情報を委託金融商品取引業者に提供する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該顧客が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に關し当該顧客が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該顧客の同意があると合理的に認められるときは、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。

二 「同上」

〔3〕16 同上

（投資運用業に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止の適用

除外)

第三百三十三条 令第十六条の十三第六号に規定する内閣府令で定める場合は、金融商品取引業者が資産の運用を行う投資法人への金銭又は有価証券の貸付けの媒介又は代理を行う場合とする。

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第五百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一・二 略」

三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券(第一百七十一条第三十一号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。)の引受人となる場合であつて、当該有価証券(当該金融商品取引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使により取得される有価証券を含む。以下この号において同じ。)に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを知っているときにおける次に掲げる行為

イ 「略」

ロ その旨を金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に説明することなく当該登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲

除外)

第三百三十三条 令第十六条の十三第五号に規定する内閣府令で定める場合は、金融商品取引業者が資産の運用を行う投資法人への金銭又は有価証券の貸付けの媒介又は代理を行う場合とする。

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第五百五十三条 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ その旨を金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関又は金融商品仲介業者に説明することなく当該登録金融機関又は金融商品仲介業者に次に掲げる行為を行わせること(当該金

「介業者」に次に掲げる行為を行わせること（当該金融商品取引業者が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。）。

〔1〕・〔2〕 略〕

〔四〕六 略〕

七 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ 〔略〕

ロ 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務に係る委託を行う場合であつて、第二百八十一条第十二号イからハまで若しくは金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和 年内閣府令第 号）第百十八条第九号イ若しくはロに掲げる情報を受領する場合又は第百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を提供する場合

ハ 〔略〕

ニ 当該金融商品取引業者の親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用

金融商品取引業者が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。）。

〔1〕・〔2〕 同上〕

〔四〕六 同上〕

七 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に金融商品仲介業に係る委託を行う場合であつて、第二百八十一条第十二号イからハまでに掲げる情報を受領する場合又は第百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を提供する場合

ハ 〔同上〕

ニ 当該金融商品取引業者の親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用

金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所屬信用協同組合、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所屬労働金庫、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所屬組合、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する所屬組合、農林中央金庫又は金融サービスの提供に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十五第四号に規定する相手方金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、次の(1)若しくは(2)に掲げる情報を受領する場合又は次の(3)若しくは(4)に掲げる情報を提供する場合

〔1〕(4) 略

〔ホ〕リ 略

〔八〕十五 略

〔2〕4 略

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)
第百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〕三 略

四 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号及び次号において同じ。）又は使用人が、発行者等に関する非公開情報（顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注

金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所屬信用協同組合、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所屬労働金庫、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所屬組合、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する所屬組合及び農林中央金庫をいう。以下同じ。）の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、次の(1)若しくは(2)に掲げる情報を受領する場合又は次の(3)若しくは(4)に掲げる情報を提供する場合

〔1〕(4) 同上

〔ホ〕リ 同上

〔八〕十五 同上

〔2〕4 同上

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)
第百五十四条 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 〔同上〕

文の動向その他の特別な情報に限る。)を、当該登録金融機関の親法人等(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。)、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。)、保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社(同号イに掲げる業務を営む会社に限る。))を除く。以下この号において同じ。)若しくは子法人等(銀行法第十六条の二第一項第十一号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。)、長期信用銀行法第十三条の二第一項第十一号に掲げる会社(同条第四項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。)、信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。)、労働金庫法第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。)、協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項第六号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、保険業法第百六条第一項第十二号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、農林中央金庫法第七十二条第一項第八号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。))、農業協同

組合法第十一条の六十六第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）及び水産業協同組合法第八十七条の二第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）に提供し、又は有価証券（法第十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。）の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ 「略」

ロ 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等に金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務に係る委託を行う場合であつて、第二百八十一条第十二号イからハまで若しくは金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第一百八条第九号イ若しくはロに掲げる情報を受領する場合又は第二百二十三条第一項第十八号イ若しくはロに掲げる情報を提供する場合

「ハ」又 略」

「五」九 略」

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第九百九十九条 金融商品取引業者にあつては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする

イ 「同上」

ロ 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等に金融商品仲介業に係る委託を行う場合であつて、第二百八十一条第十二号イからハまでに掲げる情報を受領する場合又は第二百二十三条第一項第十八号イ若しくはロに掲げる情報を提供する場合

「ハ」又 同上」

「五」九 同上」

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第九百九十九条 「同上」

一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ、第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）若しくは第四号（二に係る部分を除く。）又は次号イに該当することとなった場合

〔二〇十五 略〕

（登録金融機関が休止等の届出を行う場合）

第二百条 登録金融機関にあつては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第三十三条の五第一項第一号（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第二号に該当することとなった場合

〔二〇十一 略〕

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇七 略〕

八 第百九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合 次のイ

一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ、第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）若しくは第四号（二に係る部分を除く。）又は次号イに該当することとなった場合

〔二〇十五 同上〕

（登録金融機関が休止等の届出を行う場合）

第二百条 〔同上〕

一 法第三十三条の五第一項第一号（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第二号に該当することとなった場合

〔二〇十一 同上〕

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八 〔同上〕

からへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに掲げる事項

イ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービス）の提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。第二十二号及び第二十三号の五第二号を除き、以下「登録等」という。）又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕〔4〕 略

ロ 「略」

ハ 金融商品取引業者が第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る

イ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 法に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。第二十二号及び第二十三号の五第二号を除き、以下「登録等」という。）又は法に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕〔4〕 同上

ロ 「同上」

ハ 「同上」

部分を除く。)に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

〔(1)～(5) 略〕

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔略〕

〔二〕へ 略〕

九 第九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略〕

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の

〔(1)～(5) 同上〕

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔同上〕

〔二〕へ 同上〕

九 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上〕

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の

二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

〔十〇十九 略〕

二十 第九十九条第十一号ハに該当する場合 次のイからハマで掲げる場合の区分に応じ、当該イからハマで掲げる事項
イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

〔1〕(2) 略〕

二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

〔十〇十九 同上〕

イ 「同上」

〔1〕(5) 同上〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕(2) 同上〕

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に關する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 略

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に關する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔略〕

ハ 〔略〕

〔二十一〕(二十七) 略

(届出書に添付すべき書類)

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 同上

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔同上〕

ハ 〔同上〕

〔二十一〕(二十七) 同上

(届出書に添付すべき書類)

第二百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等（第三号において「届出者」という。）は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔一〇六 略〕

七 第九十九条第一号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる書類

イ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

〔1〕・〔2〕 略

〔ロ〕ニ 略

〔八〕十九 略

（廃業等の届出）

第二百四条 法第五十条の二第一項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

第二百二条 〔同上〕

〔一〇六 同上〕

七 〔同上〕

イ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

〔1〕・〔2〕 同上

〔ロ〕ニ 同上

〔八〕十九 同上

（廃業等の届出）

第二百四条 〔同上〕

〔一〇七 略〕

八 法第五十条の二第一項第八号に該当する場合 その旨及び登録又は変更登録を受けた年月日

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔一〇六 略〕

七 法第五十条の二第一項第八号に該当する場合 金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面の写し

（合併等の届出）

第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。

〔一〇二 略〕

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合 次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種

〔一〇七 同上〕

〔号を加える。〕

2 〔同上〕

〔一〇六 同上〕

〔号を加える。〕

（合併等の届出）

第二百八条の三十一 〔同上〕

〔一〇二 同上〕

三 〔同上〕

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合 次に掲げる事項

(1) 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録等又は法に相当する外国の法令の

類の登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において行つた法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 略

ロ 「略」

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

〔五〕十 略

十一 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

規定により当該外国において行つた法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 同上

ロ 「同上」

四 「同上」

〔イ〕ホ 同上

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

〔五〕十 同上

十一 「同上」

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に定める事項

〔1〕～(5) 略

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる事項

〔1〕・(2) 略

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

イ 「同上」

〔1〕～(5) 同上

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕・(2) 同上

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 略

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔略〕

〔十二〕十八 略

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔一・二 略〕

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合 次に掲げる書類

〔1〕(2) 略

ロ 〔略〕

〔四〕十 略

〔4〕(9) 同上

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔同上〕

〔十二〕十八 同上

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合 次に掲げる書類

〔1〕(2) 同上

ロ 〔同上〕

〔四〕十 同上

(合併等の届出を行う場合)

第二百八条の三十二 法第五十七条の十八第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)
- ロ 又はハに該当することとなった場合

〔二〇十二 略〕

(変更の届出を要する場合)

第二百二十三条 法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇五 略〕

- 六 法第六十条の三第一項第一号イ、ロ、ニからへまで、ト(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)
- 又ハチに規定する者に該当することとなった場合

〔七〇十二 略〕

(変更の届出を要する場合)

第二百三十二条の八 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(合併等の届出を行う場合)

第二百八条の三十二 〔同上〕

- 一 法第二十九条の四第一項第一号イ(法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)
- 又ハに該当することとなった場合

〔二〇十二 同上〕

(変更の届出を要する場合)

第二百二十三条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

- 六 法第六十条の三第一項第一号イ、ロ、ニからへまで、ト(法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)
- 又ハチに規定する者に該当することとなった場合

〔七〇十二 同上〕

(変更の届出を要する場合)

第二百三十二条の八 〔同上〕

〔一〇五 略〕

六 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はチに規定する者に該当することとなった場合

〔七〇十一 略〕

（特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十一条の二 法第六十三条の二第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合

〔二〇七 略〕

（特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十二条 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇二 略〕

〔一〇五 同上〕

六 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はチに規定する者に該当することとなった場合

〔七〇十一 同上〕

（特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十一条の二 「同上」

一 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合

〔二〇七 同上〕

（特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十二条 「同上」

〔一〇二 同上〕

三 前条第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 略

ロ 「略」

ハ 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項

三 「同上」

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 法に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において受けている登録等又は法に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 同上

ロ 「同上」

ハ 「同上」

〔1〕(5) 同上

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項

において準用する場合を含む。次号において同じ。)、第六十三條の二第二項、第三項(法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

四 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

「イ」ホ 略

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九條の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五條の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十條の二第一項、第六十條の七、第六十三條の二第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

「五」九 略

2

「略」

(特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類)

において準用する場合を含む。次号において同じ。)、第六十三條の二第二項、第三項(法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項又は第六十六條の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

四 「同上」

「イ」ホ 同上

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九條の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五條の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十條の二第一項、第六十條の七、第六十三條の二第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項又は第六十六條の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

「五」九 同上

2

「同上」

(特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類)

第二百四十二条の二 法第六十三条の二第三項の規定により届出を

行う特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第二百四十一条の二第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

イ 特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

〔1〕(2) 略

〔ロ・ハ 略

二〕四 略

2 〔略

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条 〔略

2 法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

〔一〕四 略

五 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四

第二百四十二条の二 〔同上

一 〔同上

イ 特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

〔1〕(2) 同上

〔ロ・ハ 同上

二〕四 同上

2 〔同上

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条 〔同上

2 〔同上

〔一〕四 同上

五 〔同上

第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限り、次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六條の十第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔六・七 略〕

〔三・四 略〕

（金融商品仲介業者の廃業等の届出）

第二百八十六条 法第六十六条の十九第一項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

〔一〇七 略〕

八 法第六十六条の十九第一項第六号に該当する場合 その旨及び登録又は変更登録を受けた年月日

2 法第六十六条の十九第一項の規定により届出を行う者は、前項

イ 「同上」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六條の十第一項、第六十六條の四十第一項又は第六十六條の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔六・七 同上〕

〔三・四 同上〕

（金融商品仲介業者の廃業等の届出）

第二百八十六条 「同上」

〔一〇七 同上〕

〔号を加える。〕

2 「同上」

に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔一〕六 略〕

七〕 法第六十六条の十九第一項第六号に該当する場合 金融サービス
の提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項
において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面
の写し

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条 〔略〕

2 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二
号から第四号までの規定により届出を行う金融商品仲介業者は、
次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記
載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

〔一〕四 略〕

五 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第
三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はト
に該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及び
その理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第
六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六
十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項におい

〔一〕六 同上〕

〔号を加える。〕

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

五 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及び
その理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第
六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六
十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項におい

て準用する場合を含む。)若しくは第四項、第六十六条の十
九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六
十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第
三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔六・七 略〕

〔3・4 略〕

(開始等の届出を行う場合)

第三百四十一条 法第六十六条の六十第四号に規定する内閣府令で
定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提
供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る
。若しくはハ若しくは第六十六条の五十三第五号ロ若しくは
ハ、第六号イ(同条第五号イ(1)に係る部分を除く。)若しくは
ロ若しくは第七号又は次号イに該当することとなった場合

〔二〇八 略〕

(届出書に記載すべき事項)

第三百四十二条 法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速
取引行為者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に
定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなけれ
ばならない。

〔一〇三 略〕

て準用する場合を含む。)若しくは第四項、第六十六条の十
九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一
第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔六・七 同上〕

〔3・4 同上〕

(開始等の届出を行う場合)

第三百四十一条 〔同上〕

- 一 法第二十九条の四第一項第一号イ(法に相当する外国の法令
の規定に係る部分に限る。)若しくはハ若しくは第六十六条の
五十三第五号ロ若しくはハ、第六号イ(同条第五号イ(1)に係る
部分を除く。)若しくはロ若しくは第七号又は次号イに該当す
ることとなった場合

〔二〇八 同上〕

(届出書に記載すべき事項)

第三百四十二条 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 前条第一号に該当する場合 次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに掲げる事項

イ 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービス提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において受けている同種類の登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 略

〔ロ〕ニ 略

ホ 高速取引行為者が前条第二号イ又は法第六十六条の五十三第六号イ（同条第五号イ(1)に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項

四 「同上」

イ 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 法に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において受けている同種類の登録等又は法に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 同上

〔ロ〕ニ 同上

ホ 「同上」

〔1〕(5) 同上

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項

において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。)、第六十三条の二第二項、第三項(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービス)の提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

〔へ・ト 略〕

五 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ・ホ 略〕

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

〔六〇十一 略〕

2

「略」

において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。)、第六十三条の二第二項、第三項(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

〔へ・ト 同上〕

五 「同上」

〔イ・ホ 同上〕

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

〔六〇十一 同上〕

2

「同上」

(届出書に添付すべき書類)

第三百四十三条 法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、前条第一項の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔一・二 略〕

三 第三百四十一条第一号に該当する場合 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる書類

イ 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

〔(1)・(2) 略〕

〔ロゝホ 略〕

〔四〇七 略〕

2

〔略〕

(届出書に添付すべき書類)

第三百四十三条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ(法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

〔(1)・(2) 同上〕

〔ロゝホ 同上〕

〔四〇七 同上〕

2

〔同上〕

別紙様式第二十二号（第二百四十九条、第二百八十九条関係）

外務員登録申請書

殿

収入印紙
消印しないこと

申請者	申請年月日	
	商号、名称又は氏名	
	代表者の役職氏名	

外務員の登録を受けたいので、金融商品取引法第64条第3項の規定により登録を申請します。

外務員	氏名	ふりがな	性別	1 男	2 女
				生年月日	年
	役員又は使用人の別	1 役員	2 使用人		
外務員の職務を行ったことの有無及び期間			1 有	2 無	
自	至	所属していた金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者の名称			

(注意事項)

1 [略]

別紙様式第二十二号（第二百四十九条、第二百八十九条関係）

外務員登録申請書

殿

収入印紙
消印しないこと

申請者	申請年月日	
	商号、名称又は氏名	
	代表者の役職氏名	

外務員の登録を受けたいので、金融商品取引法第64条第3項の規定により登録を申請します。

外務員	氏名	ふりがな	性別	1 男	2 女
				生年月日	年
	役員又は使用人の別	1 役員	2 使用人		
外務員の職務を行ったことの有無及び期間			1 有	2 無	
自	至	所属していた金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の名称			

(注意事項)

1 [同左]

2 登録を行おうとする外務員に係る金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務を行ったことの有無及びその期間並びに金融商品取引業を行ったことの有無及びその期間については、外務員の職務に係る記載欄を利用して記載すること。

[3・4 略]

2 登録を行おうとする外務員に係る金融商品仲介業を行ったことの有無及びその期間並びに金融商品取引業を行ったことの有無及びその期間については、外務員の職務に係る記載欄を利用して記載すること。

[3・4 同左]

備考 表中の [] の記載は任意とする。

十二 特定金融指標算出者に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
<p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第九条 法第五十六条の八十七第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 特定金融指標算出業務が適正に遂行されることを確保するための内部監督に係る部門（以下「内部監督部門」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 内部監督部門の職務（次に掲げる職務を含む。）</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>(10) 特定金融指標が算出基礎情報を基礎として算出されるものである場合には、次に掲げる職務</p> <p>〔(i)・(ii) 略〕</p> <p>(iii) 法第三十八条第七号若しくは第六十六条の十四第一号ハ（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十一条第一項において準用する場合を含む。）に該当する行為又はそのおそれのある行為がなされた場合における金融庁長官への報告</p> <p>〔ロ・ハ 略〕</p>	<p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第九条 〔同上〕</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 〔同上〕</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>〔(1)〇九 同上〕</p> <p>(10) 〔同上〕</p> <p>〔(i)・(ii) 同上〕</p> <p>(iii) 法第三十八条第七号若しくは第六十六条の十四第一号ハに該当する行為又はそのおそれのある行為がなされた場合における金融庁長官への報告</p> <p>〔ロ・ハ 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	2 「十一～二十 略」
	2 「同上」

十三 金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（特別調査課の所掌事務）</p> <p>第二十一条 特別調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 金融商品取引法、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に基づく犯則事件の調査（次号及び第二十三条第二十項から第二十三項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に關すること。</p> <p>二 「略」</p>	<p>（特別調査課の所掌事務）</p> <p>第二十一条 「同上」</p> <p>一 金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査（次号及び第二十三条第二十項から第二十三項までにおいて「犯則事件の調査」という。）に關すること。</p> <p>二 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。